

## JICA 環境社会配慮ガイドライン第12回フォローアップ委員会

日時 平成16年7月27日(火) 午後14時30分開会

場所 JICA 本部 11A B会議室

### ◇出席委員 (敬称省略)

共同議長／委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
委員	吉田 恒昭	東京大学新領域研究科国際環境協力コース教授
共同議長／委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	神崎 尚美	FoE Japan
委員	松本 悟	メコン・ウォッチ
委員	佐々木英之	社団法人海外コンサルティング企業協会 環境部会代表
委員(代理人出席)	斉藤 貢	社団法人海外環境協力センター
委員(代理人出席)	中村昌有吉	外務省経済協力局無償資金協力課
委員(代理人出席)	前田 茂	農林水産省大臣官房国際部海外技術協力室
委員	田中 聡志	環境省地球環境局環境協力室長
委員	田中 研一	独立行政法人国際協力機構国際協力専門員
	富本 幾文	独立行政法人国際協力機構企画・調整部次長 兼 環境社会配慮審査室長
	上條 哲也	独立行政法人国際協力機構企画・調整部 環境社会配慮審査室チーム長

### ◇欠席委員

共同議長／委員	作本 直行	アジア経済研究所開発研究センター次長・法制度 研究グループ長
委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設室大臣官房参事官
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター
委員	沼田 幹夫	外務省経済協力局技術協力課
委員	根井 寿規	経済産業省貿易経済協力局技術協力課長
委員	小川 晴基	国土交通省総合政策局国際業務室大臣官房参事官
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授

注) 委員以外の発言者

武井 耕一 (JICA 総務部法務チーム長)

不破 雅実 (JICA 社会開発部調査役)

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

○ **原科共同議長** それでは、定刻を少し過ぎましたので、開催いたします。第 12 回のフォローアップ委員会です。お手元の資料に次第がありますが、資料は二つあります。今日は原科が議長役を担当いたします。まず 1 番め、「異議申し立て制度について」ということで、これまで議論してきましたことを踏まえまして、要項案に少し手を入れていただきましたので、ご説明いただきます。では、事務局から。

○ **事務局 上條哲也（以下 上條）** JICA の上條です。それでは、お手元の資料に基づいて説明させていただきます。

○ **富本** その前に新しいメンバーの方が来られましたので紹介願います。

○ **原科共同議長** そうですね。では、メンバー紹介を。

○ **神崎委員** FoE Japan の神崎と申します。これまで松本がかかわっていたのですけれども、今後はアメリカで勉学に励むことになりまして、議論も佳境の段階に入りましたのに、委員の交代で、本当に皆さんにはご迷惑をおかけすると思います。お役に立つかわかりませんが、一生懸命務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○ **原科共同議長** よろしくおねがいします。それでは、上條さん。

○ **上條** それでは、FC. 12-2 を見ていただきたいと思います。前回第 11 回のときに途中まで議論がありまして、そこは修正してあります。1 ページめと 2 ページめの 6 番まで、9 番の「異議申し立ての期間」です。それ以外のところは、前回議論がなされませんでしたので、特に修正はしてありません。

それでは 1 ページから、修正したところを主に説明させていただきます。

まず、1 番の「趣旨」は特に何も修正してありません。

2 番の「目的」(1) のところに、「機会を提供すること」と書いていますが、目的語がないということでしたので、前回頂いたコメントを参考に「JICA 協力事業による被害を懸念する人々に」という言葉を足しました。

(2) は変えていません。

(3) は、プロジェクト実施主体者と申立人との間の対話を促進ということも目的に入るのではないかとのご指摘も踏まえまして、その文章を入れました。「目的」の「(1) と (2) を通じて、環境社会配慮に関し、プロジェクト実施主体と申立人の対話を促進すること」という文章です。

3 番の「構成」は何も変えていません。

4 番も特に変えていません。

5 番ですが、審議役が交代した場合の任期がどうなるのかということと、再任のことも入れたほうが良いというご指摘が前回ありまして、その趣旨に沿って「交代した異議申立審議役の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、1 回に限り再任されることが出来るものとする」という言葉を加えました。

6 番ですが、ここは、まず「権限」という言葉がちょっと強すぎるというご指摘がありまして、「権利」としました。あとは、前回のいろいろなコメントを踏まえて文言を修正し

たということです。

修正したところを読みますと、「異議申立審議役は、上記の職務を達成するため、以下の権利を有する。(1) JICA が保有する文書・記録等、職務に必要となる情報にアクセスすること。(2) JICA 職員に対して、ヒアリングを行い、文書の提出を求めること」。(3) は特に変えていません。最後の表現振りだけそろえました。「(4) JICA の施設・設備を利用すること」としました。

そのあと、「異議申立審議役は、職務を誠実に遂行するため、以下の義務を負う。(1) 申し立てがあった案件について誠実に職務を遂行すること。(2) 申立人及び関係者の人権に十分配慮すること、また申立人及び関係者を不当に害するような行動をとらないこと。(3) その他、本要項を遵守すること。(4) 公にしないとの条件で職務上提供を受けた情報を他に漏らさないこと」としました。

7番は特に何も変えていません。

8番も、前回特に議論もなかったのですが、特に前回以降、変更はありません。

9番ですが、ここは修正を加えました。「異議申し立ての期間」なのですが、12-3のところでもフローも書いたもので、あとでフローもご説明しますが、文章としましては、「ガイドラインの不遵守の指摘に関し、開発調査は事前調査結果がホームページに掲載された日以降、最終報告書案がホームページに掲載されてから1ヶ月の間、無償資金協力のための事前の調査は予備調査結果がホームページに掲載された日以降、基本設計調査報告書案がホームページに掲載されてから1ヶ月の間、技術協力プロジェクトは事前調査結果がホームページに掲載された日以降、協力の終了(R/Dに記載された協力の終了日)まで、異議申し立てを行うことができる」と修正いたしました。終わるところの期間を明確に記載しました。

※印として、「最終報告書及び基本設計報告書案を1ヶ月間ホームページで掲載するのは、カテゴリA案件とB案件のうち必要と認められるもの」という言葉を使いました。前回、カテゴリCまでは含めないだろうというあたりはコンセンサスを得られたと思うのですが、実際にそれを※で文章としました。

それ以降は、前回、特に何も変更していません。

10番は特に変更してありません。(5)に下線がありますが、それは11回のときにも下線を引いたままにしてあります。

11番の「申立書の内容」も(8)のところに加わっていますが、それは第11回のフォローアップ委員会のときの資料で提案したそのままになっています。(6)の削除もそのままになっています。(9)のところ言葉が入っていますが、ここも前回の案のとおりです。

12番は特に変更はありません。

13番の「情報公開」のところも、前回第11回のときに提案した文章で下線もそのままにしてあります。

14番もそのままです。

15、16、17番もすべて前回の資料のとおり文章です。

最後の別紙の記載の部分も、ここは議論があると思うのですが、前回、議論がここまで行かなかったので、前回の文章のままにしております。

FC. 12-3 について説明いたしますと、これは9番の「異議申し立ての期間」の中で、開発調査と、無償資金協力の事前の調査の場合、どこからどこまでが異議申し立ての期間になるのかというのを、調査のフローに沿ってなるべく分かりやすくという趣旨で書いたものです。

開発調査の場合は、事前調査結果を示したところから異議申立受付を始めまして、そのあと、調査の行程からいきますと、S/W ですとか、スコーピング、概要の検討、ドラフトファイナルレポートというのが、このガイドラインの手続きに従って、カテゴリ A 案件であればすべて公開され、そのような段階でステークホルダーの協議で情報公開もやりながら調査は進んでいくということです。

ドラフトファイナルレポートが出て、それもホームページで公開されるわけですが、それが出てから1ヶ月、そこまでを異議申し立ての受付期間としたいというのが JICA 案です。ですから、ドラフトファイナルレポートを見ていただいて、遵守されているのか不遵守なのかとか、被害が生じているのか生じていないのかとかということを申し立てする方には判断していただいて、これは異議だと判断される場合は、ドラフトファイナルレポートから1ヶ月の間に異議申し立てをして頂きたいというのが私どもの案です。

異議申し立てがされたという前提で書いてありますが、1ヶ月の間に受理されるか却下されるかということを申立審議役の方に判断していただきまして、もしその申し立てが受理されるということになれば、遵守・不遵守の判断をまた3ヶ月していただくということになります。

そこで遵守されているという結論になれば、ファイナルレポートに行く訳ですが、もし申し立てが受理されて、不遵守だと審議役の方が判断される場合は、多分ということになると思いますが、再調査になります。ですから、このフローで、上のほうのどこに戻るか分かりませんが、多分、概要の検討ぐらいのところに戻るといっていいと思います。

無償資金協力の事前の調査の場合は、その下に書いてあるとおりです。予備調査の結果、カテゴリ A か B であれば、その結果を公開するわけですが、そのあと基本設計調査を行いまして、これはガイドラインには記載のないことなのですが、基本設計調査報告書のドラフトを公開しまして、そこからまた1ヶ月の間に予備調査結果が反映されていないとか、また被害が生じるとかという判断をしていただいた場合は、1ヶ月の間に異議申し立てをして頂きたい。異議申し立てがあれば、そのあとは開発調査と同じなのですが、異議申立審議役のかたに受理するのか却下するのかの判断をして頂いて、受理の場合はそのあと遵守か不遵守かの判断をして頂く。

以上です。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。以上、ご説明いただきましたが、あとはまた引き続き議論をお願いします。一通りずっと来たので続けてやったほうがいいでし

ようか。それとも、最初のところ、1ページあたりで何かございますか。

- **富本** 2. の(3)は前回吉田委員からご指摘がありました点で、これは非常に重要だと思っております。環境社会配慮に関しましては、もちろんこの異議申し立てというのは、JICAのガイドライン遵守・不遵守を諮る申し立てですが、同時にプロジェクト実施主体と申立人の対話を促進するという点について、JICAもそれを支援したいということでこのように入れさせていただきました。それに関連するような記述も若干後ほどございますが、これは非常に重要なご指摘として考えております。
- **原科共同議長** 今の「2. 目的」(1)で「JICA 協力事業による被害を懸念する人々」と。被害の中身ですが、これはこの前、例えば奄美の黒うさぎとかの議論をやりましたね。自然環境への影響というか、個人的な利害、被害もあります。そういうものも含む概念と考えるとよろしいのでしょうか。今言った著しい環境社会影響というぐらいになるかと思いますが。
- **上條** 被害があると認識される方がいれば、それは該当すると思います。
- **原科共同議長** 著しい環境社会影響という、それに対応する言葉と考えるとよろしいですか。
- **上條** これは環境社会影響という言葉を使うようにするのか、被害にするのかという言葉遣いの議論があったと思うのですが、私共としましては、影響というより、もう少し踏み込んで、実際の被害が高い蓋然性も含めて、起こるということです。ですから、大きい影響があって被害が生じるということであれば・・・。
- **原科共同議長** 生態系への影響が被害という言葉でうまく表現できるかどうかということなのです。
- **富本** 日本国内でのプラクティス、あるいは世銀とかその他のプラクティスを見まして、今ご指摘の点は、まずガイドラインで十分にその点を配慮しなくてはいけない。要するに、生態系の問題があるところとか、その他、直接的な被害がなくても、種の保存といえますか、あるいは多様性の問題については、当然のことながら、ガイドラインでまずじっくりとスクリーニングしなくてはならないことだと思います。  
異議申し立てにつきましては、それによって具体的な人的被害が出てくるかどうか。例えば、それによって観光収入を得ている人とか、あるいはそれによって生活が非常に豊かになっているような人たちが、具体的にそれがなくなることによって、あるいは悪影響されることによって被害を受ける、あるいはそういうふうに感じるということを具体的に指摘していただく必要があるだろうと思っております。
- **原科共同議長** 私は、人的被害の具体的なものに限らないほうがいいと思ったのですが、それでも。
- **富本** はい。程度の問題だとは思いますが、できるだけ、やはり具体的なものがある程度目に見えるような形で指摘していただく必要があると思います。
- **原科共同議長** 人的被害に限定しますと、申し立ての機会が随分損なわれるおそれがあると思います。

- **富本** 実際のケースに当たってみないと、どういうケースがあるのかが、ちょっと分からないのですけれども。
- **原科共同議長** 生態系に対して関心のある NGO からいえば、人的被害といわれたらすぐに出てこない場合が多いのではないですか。遠い将来で見れば関係しますが、人的被害というようなことは、今の定義に合わないわけでしょう。
- **富本** NGO の方々にとってみれば、それによって自分たちが保護しようとしている活動が損なわれるとか、あるいはそれによってある社会が非常に大きな経済的、あるいは社会的な利益を損なうおそれがあるというようなことを主張していただければいいのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。あるいは、NGO 活動自身が非常に制約されてしまうとか、そういうことが具体的にはあると思います。
- **原科共同議長** そういうことであれば、むしろ著しい環境社会影響を懸念するという表現もあると思います。こう書いてしまうと、非常に限定的な印象を受けます。
- **富本** それは前回までの議論で、影響よりも被害の方がむしろ具体的なのではないかという議論を受けて、一応修正したものでございます。
- **原科共同議長** そうですか。具体性というか限定的になってしまいますね。ほかのかたのご意見がなければそれでよろしいですが。それでは、限定的な意味ではないということで解釈しておきます。
- **富本** 少なくともそのようには考えておりますが、具体的な場面において、いろいろ、審議会もこれから検討しますし、そういったものをケースとして積み重ねていく必要があると思っています。
- **原科共同議長** 例えば、ラムサール条約に登録すべき湿地なんていうのは、人的具体的被害という概念に合わないけれども、この場合の被害にはそういうものも入るといえることですね。
- **富本** 例えば、ナクル湖の例などがそうだと思うのですが、フラミンゴがいなくなったことによって観光収入が減るとか、あるいはそれを生態として保護している人たちが実際それによって懸念を持つとか、そういう問題について、明らかな問題点として指摘していただければいいと思います。それはまず、ガイドラインの遵守というところから入ってくるのではないかと思います。当然、調査の中ではそういうことを無視できない状況ではないかと思っております。
- **原科共同議長** それではよろしいでしょうか。被害というのはそんなに限定的な意味ではなくて考えるけれども、具体性が必要なのでこういうことにしたということではよろしいですね。それでは、このページはほかにございますでしょうか。
- **松本悟委員** 1点だけ確認ですが、6番の権利のところですか。こういう書き方をすれば、基本的に、求められた職員は情報を提供する、あるいは情報にアクセスするのをしっかり手伝えるということを行政の世界ではやるものであるというふうにJBICの議論の中で言っていますが、つまりこの書き方は、こういう権利はあるけれども、保障されているかどうかは JICA によるわけですね。審議役のかたは権利だけを持っていてどうアクセスするのか

分からない人が多いわけですから、これは権利を保障するために JICA の職員がしっかりとサポートするということが、JICA 側にとっては一種の義務になると理解していかどうかですが。

- **武井** JICA 総務部法務チームの武井です。この要項自体が、一応 JICA という組織が内部の役職員に対してこういうふうにしなさいという一種の命令のような文章なので、職員に対してはこのとおりに手続きしないといけないという義務がかかるという意味ではおっしゃるとおりだと思います。ただ、審議役と職員との間において、例えば契約上の義務のようなものがかかっているかというところではなくて、あくまでも JICA が内部的に職員にこうしなさいと言っている、内部向けの訓令みたいなものですから、外部の方との関係において、何か裁判に訴えて義務履行を強制的にやるような種類の義務があるわけではないと思っています。
- **松本悟委員** これは明確に議事録に残したいのですが、世界銀行が 94 年にインスペクション・パネルを始めたときに、パネルのメンバーに対する職員の協力というのが最初の大きなハードルだったわけです。つまり、パネルのメンバーは結局外から来た人たちですから、世界銀行というものの仕組みが分からない中で、どこにどういう情報があるのかということに理解が及ばない。

世銀に比べれば JICA はもう少し分かりやすいのかもしれませんが、パネルを機能させるのにいちばん重要だったのは、パネル事務局に非常に協力的なシニアのスタッフを必ず置くことで、その人に相談すると、その手の情報であればこういう部署にこういうタイプの文書がありますから、それを参考にしたらどうでしょうかということをしつかりとアドバイスしてくれることによって、ここに書いてある権利が保障されたということがあります。少なくとも、今おっしゃったように、法的義務という話になると、またいろいろ難しいこともあるかと思いますが、基本的には、そういう趣旨で JICA は取り組むということだけははっきりさせておきたいなと思います。
- **富本** 今の点は確認できると思います。むしろこれは環境配慮審査室の仕事ではないかと思っておりますが、職員につきましてもそういう研修を行い、そういう能力も高めて、ぜひ協力をするという態度で臨むように、こちらからも進めたいと思っていますし、基本的にはこれは JICA の職員が履行する義務ということですが。
- **原科共同議長** それでは、その前の 5 番めの「異議申立審議役の任期」のところですが、これは可能性の問題としてあると思いますので申し上げます。再任のカウントのしかたですが、残任期間はどうか扱われますか、前任者の残任期間は再任の回数にカウントされるのかされないのかということです。どういう考えでしょうか。例えば、短かったら、カウントしてしまうとちょっと変なことにならないかと思いますが。
- **上條** 今ここで書いているときのイメージですが、これは 2 年間で任期です。例えば 1 年間ぐらい前任の方がいて、1 年間後任の方が残任期間をやったとしましたら、そのあとは 1 回だけですから、3 年になるということです。
- **原科共同議長** これはよろしいですか。理解というか、そういうシステムです。

- **上條** ですから、満期を完了されて新しい方になれば、2回できるということです。
- **原科共同議長** 続けては2回まで。それでは、そういうことで確認いたしました。
- **吉田委員** 「3. 構成」で、議論したか忘れてしまったのですが、審議役の委嘱の場合は、審議会のように公募をしたうえで理事長を委嘱するとかそういう形ですか。そうしたら、それは書いておいたほうがいいですね。
- **原科共同議長** 残任期間ですか。
- **吉田委員** いえ、構成です。「審議役を公募のうえ」、3. の(1)か(2)に、「3名を配置する」と。それで(2)で、三つの分野の「知見を有するものの中から公募のうえで理事長が」と「公募のうえで」という言葉を私は入れたほうが良いような気がします。審議会とのバランスで。
- **富本** 基本的には審議会の方々も、異議申立審議役も公募をして、そしてその中から選定して理事長が委嘱することになります。仮に公募しても誰も出ないというようなときには、こちらからお願いするという含めていきたいと思いますが、基本的には「公募」ということで入れさせていただいてよろしいと思います。
- **原科共同議長** それでは「有するものの中から公募のうえ、理事長が委嘱する」、そういう表現でよろしいですか、今吉田委員がおっしゃった。それではそうしましょう。よろしいですか。そうしますと、この辺はおおむねよろしいかと思いますが、次に2ページのところで何かございますか。  
 (4) ですが、直してみたらでき上がった文章が変な感じですね。「JICA の施設・設備を利用すること」は当たり前ではないかという、何か変な感じがします。こういうものですか。
- **富本** これは、前は「職員と同等に」という言い方が少しおかしいのではないかと、うご指摘を受けたので、こうさせていただきます。
- **原科共同議長** 「同等に」の中身で議論したのは、厚生施設とかそのようなものが変だなという話だったので、むしろ「職員と同等に職務に必要な施設・設備」という表現にすればいいのではないかと思います。
- **富本** そうしたら、「職務に必要な JICA の施設・設備を利用することができる」ということでよろしいですか。
- **原科共同議長** そのときは同等に扱っていただくということで。
- **富本** 考え方としては同等ですけども、あえて入れないで、「職務に必要な」ということではいかがでしょうか。
- **原科共同議長** そうですね。むしろ一般的施設・設備は残ってしまいますからね。
- **吉田委員** その文面はいちばん上にまとめて入っていますよね。
- **富本** そうですね。「職務を達成するため、以下の権利を有する」ということなので、入れなくてもいいかもしれませんが。
- **原科共同議長** ただ、やはり「職員と同等に」がポイントだったのでしょね。
- **富本** そこは、いかにも、全く同等になるかどうかというのは如何かということもあり



ましたので、前回の議論を受けて削らせていただきました。

- **原科共同議長** では、要らないですね。「JICA の職員と同等に」というのは要らないでしょうか。「JICA の施設・設備を利用すること」。
- **吉田委員** 僕は（４）は全部要らないと思う。（１）（２）（３）があつたら（４）は要らないでしょう。
- **原科共同議長** 「同等に」と書いてあつたからいいけれども、それを消してしまうというのを考えたら。つまり、アクセスするということに入っている気がするのですが。
- **富本** では、なしということによろしいでしょうか。
- **原科共同議長** いいですか、皆さん。ほかにございますでしょうか。  
その次の「異議申立審議役は、職務を誠実に遂行するため、以下の義務を負う」と。（４）のアンダーラインはどういうことでしょうか。
- **上條** 追加したのです。
- **原科共同議長** 追加したということですか。この追加は私は必要ないように思いますけれども。これは秘密特約というものでしょう。
- **富本** これは、前回、私のほうからお願いした点でございまして、JICA の情報等にアクセスできるとしても、やはりこれは職務に限定された使い方しかできないわけです。同時に、他から情報を受けた場合に、公にしないという条件が時々出てことがあります。それは民間企業等からもございますので、あえてここに入れさせていただいて、いわば守秘義務といいますか、それを書かせていただきました。これは、前回、私のほうからお願いしたことです。
- **原科共同議長** ただ、これはいかがでしょう。ものによってはそれを守らないほうがいい場合もありますね。
- **富本** ですから、職務に必要な情報についてはもちろんアクセスして頂いて構いませんし、それに基づいて報告をするということは当然のことながら起こりますが、個別の情報について、特に公にしないでくれという条件があつた場合、それは特に漏らされては困るということで、あえて書かせていただきました。そうしないと、審議役が円滑に内容を十分判断するというときに、むしろこの条項を入れませんか、情報が制限されてしまうのではないかと思います。ですから、他には漏らさないという条件付きで、もし提供を受けられるものならばそういうものが入ったほうが宜しいと思います。
- **原科共同議長** それはいちいち（４）に書く必要はないと思います。情報公開法のときにそういう議論があつたのです。そういう秘密特約をした場合に公開してはいけないみたいな、しかし、それは無効な場合もあるという議論もありましたけれども。社会公益の観点からですが。何でもかんでも秘密にしてしまうと変なことになってしまう。
- **武井** 補足ですが、まず JICA が持っている情報の中には、JICA がよそから公にしないという条件で入手しているものもありまして、それについては、機構法上もしくは個人情報保護法上、JICA が秘密を守るという義務を法律で課されています。それを審議役の方に提供する際に、審議役の方が同じ義務を負ってくださるとそのまま出せるのですが、負わ

ないということになると、そういう前提でうちは情報を出さないといけませんから、当然出す情報が限られてきます。それで審議役としての職務が果たせればいいのですが、そうではない可能性もあると思ひまして、生のまま出しますが、他方で守秘義務も負って頂くというのがこの考え方です。

ですから、JICA としていちばん困るのは、ありのままの情報を出して、審議役の方がそれを外部に出されて、そういう状態を引き起こした原因が、JICA が守秘義務を掛けていない人に情報を出したからだと、JICA の責任を追及される状態は避けたいので、こういう形にしたものです。

- **松本悟委員** 今のことは、一般的に、JICA がいろいろな契約をされる場合にされることだと思います。つまり、要項に書くことと、審議役が選ばれた際に審議役と別個契約を結ぶという段に、そこの中でお互いの義務を書くのかということだと思います。要項を公に発表して、この役職はこういうポジションであって、こういうことをするのであるということ宣言することだと思うのです。そこどころにこの守秘義務のことを書くのがいいのか、それとも個別に必ず行うであろう JICA と審議役個人との間の契約の中で書いたほうがいいのかということだと思います。この要項に書くというのは、世間に対して、この人はこうなのですよということをアピールすることですよ。そこに書くぐらいのことなのだろうかということだと思います。
- **富本** 私はむしろ、松本さんがおっしゃった前者だと思います。これを公にすることによって、こういう条件であれば、ある程度情報が提供できるという人もいるかもしれません。それを契約書の中だけにしますと、オープンにされませんから、他の方には分からないということで、前者のほうがよろしいかと思ひます。
- **神崎委員** そうすると逆に、では何でもかんでも、これも出してほしくない、あれも出してほしくないという状況が出てくると懸念されるのですが、そのあたりを回避する方法はないのでしょうか。
- **富本** それは、先ほど申しましたとおり、要するに JICA の職員が情報を出す、その態度の問題だと思うのですが、これは基本的に先ほど確認したとおりでございますから、必要なものについては情報を提供するということがまずあって、しかし外部から公にされては困りますよという条件がついているものについて、JICA の内部で判断するとか、JICA の職員が判断するのではなくて、外部から提供される方々、あるいは団体などが公にしないでくれという条件をつけたときに限って、この要項を適用するということですから、今の神崎さんのご懸念はないと思ひます。
- **武井** 審議役は遵守・不遵守の判断をした場合に、それを必ず公開しますので、案件の経緯の部分の生の情報が出せないとしても、JICA が行ったこの調査はガイドラインに不遵守でしたと審議役が判断した場合は、間違いなく公表されるという意味では、そのラインは確保されていると理解いただければと思ひます。
- **松本悟委員** 情報を漏らさないを書いて、それをどう考えるかによると思ひますが、審議役の立場で、その漏らせない情報が理由で遵守・不遵守の判断をする場合、情報を漏

らさずに遵守・不遵守を公に言えるのですか。つまり、もらった情報が何かも言えないのに、でもその情報によって遵守・不遵守を大きく左右した場合、それは無理ではないですか。

- **原科共同議長** 説明責任を果たせないということでしょう。「丸秘情報によりますと」では説明ができないと思います。
- **武井** 類似の制度で、情報公開の審査会というのが総務省にありまして、各役所側で不開示の決定した場合に、開示請求者が納得のいかない場合は異議申し立てをして、された省庁は必ず審査会に諮問するという仕組みになっています。審査会の委員は、一応役所側からの説明と請求者側からの反論を聞くのですが、最後は実際に問題になっている開示対象の文書をご自分で見て、そのうえで諮問庁の判断が正しかった正しくなかったかの結論を出すわけです。そこで実際に何を見たかというのは、もちろん委員の先生はしゃべれないのですが、これだったら諮問庁の判断は説明がおかしいと。
- **原科共同議長** 手続きがあるからそれが確認できるのですよ。後で確認できるということは再現する可能性があるのです、いざとなれば。だけど、この表現では全然再現可能性がない。状況が全然違います。
- **富本** 要するに、ここは文脈としては、異議申立審議役が職務を達成するうえでの必要な情報をどのように受けて、どのように漏らさないかということを規定しているわけです。その職務を達成する最終目的は理事長に対する報告ということですね。これは公開されるということですから、そこに対して JICA が遵守したか不遵守したかということを述べればいい話で、どこの情報に基づいたのかとか、誰が提供したのかということをあえて細かく言う必要はないと思います。総合的にいろいろな情報から判断してこういう結論になったということをしるし述べるということです。
- **原科共同議長** それでは説明ができないのではないですか。
- **富本** どうしてでしょう。
- **原科共同議長** すべて架空なのか現実なのか確認できないということになりませんか。
- **富本** いえ、架空ではなくて、あくまでも外部に漏らすことはできないけれども、ある情報に基づいてこういう判断をしたということをお願いいただければよろしいのではないのでしょうか。ただ、その情報の内容はどういうものか、誰から提供されたものかということについては公にしないでくれということを提供者から頼まれているわけですから、そこは出すことはできないということになります。
- **松本悟委員** それは、要するに、マスコミの倫理と一緒にですね。
- **富本** そうですね、情報源を漏らさないということ、あるいは情報内容を守るということです。
- **松本悟委員** 情報源を守るという意味でのことというふうには、これでは読み取れないですよ。これはその情報自体が漏らせないような感じですよ。
- **富本** 情報の内容も含めてですね。
- **松本悟委員** 今の話だと、ある程度情報の概要自体は言ってもいいけれども、それがだ

れから来たとか、情報源を明らかにするような書き方はできないと。少しあいまいな書き方にするというのは、必ずしも情報を他に漏らさないこととイコールではないような気がします。

- **富本** 結果として、JICA が遵守したか不遵守したかという判断をして頂いて、それに対してどういうアクションをとるべきかということを JICA に対して Recommendation していただきます。それを公開する訳ですから、どういう情報に基づいて判断したかとか、あるいは情報の内容はどのようなものかとか、誰から提供されたかというのは次の段階の話で、もしそういうものが要求されたときに、どういうことで出すかということとはまたいろいろな相談事の中で行われるのではないかと考えております。

- **松本悟委員** すごく大事なことは分かるのですが、一方ですごく重要な情報であり、かつそれはもともとは職務上公にしないでほしいと言われた情報だった場合、情報を提供した人に、これはとても重要なので、何とか公にできないだろうかという交渉をするというインセンティブは与えるべきだと思うのです。その担当のレベルに対して。

公開しないでくれというのは簡単ですよ。情報の重要性和関係なく、何となく嫌だな、ちょっとこれは黙っていてくださいと、あまり公にしないでほしいとすごく簡単に言うてしまうことはあります。でも、それはすごく重要な情報で、「これはやっぱり公にしてもらわないと困るのですが」という交渉によって、相手国政府や公人、私人も、「そういうことであればしょうがないですかね」と下りていくというのが、例えば僕らが JBIC と情報開示請求をしていくと、それをやるかやらないかで同種の情報も出たり出なかったりすることがあるわけです。ですから、一律にこう書くと、これはいったん口外しないと言われてるのだからだめだというのがすぐに頭に来てしまうけれども、そういう努力をするというほうを、むしろ奨励したほうがいいのではないかと思います。

- **富本** もちろん、そうですね。そういう努力をしてやりたいけれども、ただ相手側としては、例えば人権の問題とかいろいろ拘束されるという危険性があるというようなときに、名前も、あるいはどこから出たかということも、内容も、ある程度内容が分かっただけで誰から出たということが分かってしまう場合には、そういうものを出さないという条件がつくわけです。

ある程度安全であるということが確認できれば、それはまた交渉によって、ある程度公にさせて頂きたいということもあるのかもしれません。そこは JICA と当事者との間とのやりとりということもあるし、もちろん審議役がもう少し JICA として努力をしてくれと、これは報告すべきだということがあれば、そういう依頼を受けて、そういう場面もあるかと思いますが、それはケース・バイ・ケースなのではないかと考えております。

他方、やはり守秘義務というものを書いておかないと、やはり情報を提供する側としては非常に不安だということがあるのではないかと考えていますので、こういうふうに入れさせていただきました。それから、JICA としても先ほど来言っているとおり、JICA として守るべき守秘義務というものに対する法的ないろいろな側面がありますので、それもひとつ守らせていただくということで、二重の意味での重要性があるということです。

- **松本悟委員** 例えばですが、「公にしないとの情報で職務上の提供を受けた情報が職務遂行のうえ、公開を必要とするような場合については、情報を提供した人に合意を求めること」とか、何かそういう逆の書き方はできないのでしょうか。つまり、守秘義務を受けるといのは、恐らくある種行政の世界では、先ほど原科先生がおっしゃったように当たり前といえは当たり前だけれども、この場合はむしろ本来なら守秘義務を負うところを、この職務を遂行するうえで重要な情報については、やはり公開をしないとアカウントビリティを保てないから、その場合、情報提供者に合意を得るとか、何かそのプロセスを積極的にするみたいなことをここに、この職務だからこそ必要な情報として載せるということではできないのでしょうか。
- **富本** それはむしろ、6の最初の(3)のほうの「JICA 職員以外の当事者を含む第三者に対して、ヒアリング及び文書の提供の申し込み・アレンジを行うよう」というようなところで、要するに情報の提供を各関係部署に依頼することができるという中で読めるのではないかと思うのです。ここは異議申立審議役の権利と義務を言っているわけですから、異議申立審議役の方を主体として書くということになると、こういうことになると思います。
- **神崎委員** ここは出さないでほしいと言われた情報について、それなりに努力が必要だということを先ほど富本さんはおっしゃったと思うのですが、この1文からはそれは全く読み取れなくなってしまうと思います。なので、私もどちらかというポジティブなほうに書きぶりを考えたほうがいいかなと。本当に守秘義務を課しますよという、それだけの1文になってしまっていると思うのです。
- **富本** これは義務の話ですから守秘義務を書いているわけですが、私が申し上げたのは、むしろそういうことをJICAとして情報提供の当事者に対して行うということでは、異議申立審議役に対する義務と権利の話ではないのです。それとは別個の話として、JICAとして行うという文脈の中でお話ししましたということですから、この文章から読み取れないのは当たり前で、むしろそれはJICAとして行うべき義務ということでは、今発言していることを、今発言している訳です。それは、今、議事録の中に残るわけですから、そこで解釈していただければよろしいのではないのでしょうか。
- **原科共同議長** 守秘義務は通常、公務員でも民間でもありますが、ただ、今、新しい考え方は同時に「守秘、守秘」と言って本当に秘なのかどうか怪しいということがありまして、公益通報者の保護法ができましたね。ああいう法律ができた考え方は、ある限られた領域の中で守秘といっても、社会全体から見たらむしろマイナスになると。実際、これは企業利益につながる話がありますよ、三菱ふそうの問題など。だから、表から見た場合公益性ということ。そのようなことからいって、先ほど、説明責任を果たすために必要だということを書いてまいりました。守秘義務のようなものを課すのだったら、それに対する対抗的なものがないとうまくバランスしないんじゃないですか。この表現だとあまりにも一方的にクローズ、クローズになっている。
- **富本** それは、JICAに対する守秘義務等あるいは情報公開のお話をされている。ここは

異議申立審議役の得た情報の話をしているわけです。

○ **原科共同議長** 情報をほかに漏らさないことですけれども、すべてをこれで押さえる方ばかりになっている。むしろ先ほど松本悟委員がおっしゃったようなことを考えると、「ただし職務遂行上の公開に必要な場合はその限り」ではないぐらいの、ただし書きぐらい入ってもいいのではないですか。

○ **吉田委員** この審議役の職務は、理事長に対する答申なのでしょう。そうすると、かなり限定的なのだと私は思います。そういう意味では、ほかに漏らさないことというのが気になるような言葉だとすると、逆に職務の目的以外に用いてはならないというような書きぶりのほうがすっきりするかと。職務の目的は何かというと、遵守か遵守でないかという、理事長に対する提言を行う。

審議役が職務遂行上で、これ以外に公に対して何かやるという場も含めると、非常に議論が混乱するような気がします。もしそこまで踏み込むとすると、審議役の職務の目的、あるいは異議申し立て制度そのものの目的をちょっと変えないといけなくなってくると私は思ったのですが。

○ **原科共同議長** それは観点をどこに置くかでしょうね。審議役の職務だけのことで考えるのか、むしろ社会の共有物として情報をとらえるか。

○ **富本** これはあくまでも、審議役の職務についての要項を検討しているわけですから、情報公開一般とか仕組み一般の話をしているわけではございませんので、ここは吉田委員のおっしゃるとおり、職務遂行上、あるいは職務を達成するうえで必要な情報を、それ以外の目的に使わないという趣旨だと思います。それに合うような表現ぶりが必要だと思います。

○ **原科共同議長** 今の観点に立ちますと、「公にしないとの条件」は要らなくて、「職務上提供を受けた情報を職務の目的以外に用いないこと」、そんなことになりますか。

○ **武井** 正確に言いますと、4. に定める職務遂行の目的以外に使用しないとか、そういう表現になると思います。

○ **田中聡志委員** 今のお話を聞いていて思ったことが2点あります。今、公務員法の規定は手元にありませんが、「職務上知り得た秘密をみだりに漏らしてはならない」というような書き方で、普通は、法令上書いていると思うのですが、それは多分、普通は罰則がついていて、表現の自由との関係でかなり構成要件を限定しているということだと思います。これはそういうこととは全く違う趣旨ではあるのですが、今のお話を聞いていて、一つは契約上できちっとその辺は縛ることはできるだろうし、ある意味、宣言的な意味でこういう趣旨をここに書くことが大事だということであり、かつ松本さんの方で情報に関する限りは何ら職務上使ってはならないように取られることも困るというのであれば、「みだりに」というような言葉を入れることによって、そういう趣旨を含めることができるのではないかと思います。

それともう一つは、公にしないとの条件で提供を受けた情報というと、かなり限定的になるので、そういう宣言的な趣旨を逆にかなり狭めているような気がしています。そうい

う意味で言うと、職務上知り得た秘密とか、そういうほうがいいのかという2点を思いました。

- **富本** では、表現ぶりは「職務上提供を受けた情報をみだりに職務の目的以外に使用しないこと」という表現でよろしいですか。ある程度決めていきたいのですけれども。
- **原科共同議長** そうですね。いろいろ議論していると広がっていきますね。「職務上提供を受けた情報をみだりに職務の目的以外に用いない」といたしましょうか。よろしいでしょうか。それでは、そのようにいたします。「みだりに」ということで。いろいろあると思いますけれども。そういうことになりました。

それでは、8番「申立人の要件」以下はいかがでしょうか。

- **松本悟委員** 9. は12-3と両方？
- **原科共同議長** 9. は12-3とセットで考えていいと思います。
- **松本悟委員** 恐らく、話はチャートを見たほうが分かりやすいかと思いますが、これまでの議論を踏まえていろいろ書き直していただいたと思います。ただ、開発調査の話ですが、ドラフトファイナルレポートというのに、右側からステークホルダー協議と出ていますが、これは協議を経て作られたドラフトファイナルレポートという意味なのか、それともドラフトファイナルレポートに対して協議も異議申し立ても両方とも同時並行で行われますよという意味なのか、そこをクリアにしていきたい。
- **上條** ここで書いてあるのは、ドラフトファイナルレポートができまして、それに対してステークホルダーと協議をして意見を求めるという趣旨です。ですから、松本さんが言った2番めのほうです。
- **松本悟委員** つまり、ドラフトファイナルレポートというのはステークホルダー協議にも付されつつ、一方で異議申し立ても受け付ける。
- **上條** そうです。
- **原科共同議長** そういうことですか。
- **松本悟委員** そうすると、今までの議論だと、最終的にステークホルダー協議も踏まえて出てきた案が、ちゃんと協議を踏まえていないのではないかという異議をどう扱うかという議論だったので、そこはどういうふうに考えられるのですか、今までの議論と。
- **原科共同議長** ちょっと合わないのではないですか。
- **上條** ステークホルダーの協議が三つ並んでいますが、ガイドラインの中で、カテゴリAの場合であればこの段階でやりますとなっています。ただ、この各段階には性質があると思います。調査の中でのフローの性質がありまして、このドラフトファイナルレポートの段階というのは、私ども JICA のほうでも、これが最終案として適切だというものです。スコーピング段階でも意見を聞きますし、概要検討というのも複数案検討する段階を想定していますが、ノーアクションも含めたことを議論して、主要な意見を言う方の意見を聞いて、そこで私どもとしてはこれがいちばん適切だというものを、まだドラフトという名前がついていますけれども、ドラフトファイナルレポートとして出すということです。

その段階で、ステークホルダーの皆さんに、スコーピングの段階や概要検討で意見をく

ださった方にちゃんと伝えなくてはいけないということを、このドラフトファイナルレポートの段階では主に目的としているのです。もちろん、このドラフトファイナルレポートの段階で、初めて何か意見をおっしゃる方もいるとは思いますが。ただ、私どもとしてはスコopingと概要検討で丁寧にやって、必ず意見を言うだろうという方には意見を求めて、本当にもうこれで印刷してもいいのではないかというものをドラフトとして出すわけです。

ですから、ここでステークホルダーの協議もしますが、それと同時に異議申し立てを受け付けて、その最終案のドラフトファイナルレポートに対しても、本当にこれは異議だと思えば、それは意見の表明ではなくて異議として出してください、そこまで私どもは覚悟して出しているという、そういう趣旨なのです。

- **松本悟委員** 逆に言うと、はっきりこれを受け入れてほしいと思う意見を持っている人は、ステークホルダー協議よりも異議申し立てのほうにどうぞ行ってくださいというふうに読んだほうがいいわけですね。
- **上條** もちろんステークホルダー協議にも参加されて、手でも挙げて意見を言われて、そこで主に相手国政府が答えると思いますが、そこでやりとりがあって、これでは埒が明かないと申し立てする方が思えば、それはそのまま書かれて、JICA 事務所に出されればいいと思います。
- **田中研一委員** この議論は、前からずっと、何回も私も説明しましたがけれども、松本さんが言われたように、ここでホームページ上に出されるドラフトファイナルレポートというのは、カテゴリ A の全てとカテゴリ B で必要とされる案件についてはステークホルダーの協議の結果を受けて、これで一応ドラフトができましたよというのをホームページに上げるという理解で私はいます。つまり、先ほどご質問のあった点について申し上げれば、この段階では異議申し立てをされるかたは、最終のドラフトファイナル、案ではございますけれども、もうある程度いろいろな議論を経たうえでまとまったものという位置づけのレポートだと思っていただいてよろしいと思います。

なぜここで、ドラフトファイナルレポートをホームページ上に掲載してから1ヶ月になっているかといいますと、今までの改定委員会、このフォローアップ委員会の議論を通じて明確になったことですが、ここに至るまでに幾らでも意見を言う段階があるためです。そこでできなくても、最終的にステークホルダー協議（3回めの）、カテゴリ A で言えばドラフトファイナルレポートの協議をしたところでの議論も踏まえて、ドラフト案が最終的にできたものをホームページに出して、さらにまだ異議のあるかたはどうぞと、何重にも意見を言える機会はあると思います。ですから、そういう意味では、やはりこの段階で急に異議を唱えること自体が好ましいこととは思えません。

- **原科共同議長** 普通はないでしょう。
- **田中研一委員** 普通はないと私は思っています。カテゴリ A について、安全を見てこういう書き方になっていると思います。
- **原科共同議長** だから、思いがけないことが起こった場合ですね。ですから、ステークホルダー協議が終了して、おっしゃるように、そのうえでのものをホームページに上げる



ということですね。

- **田中研一委員** はい、そういうふうには理解しています。
- **原科共同議長** ステークホルダー協議の前にもホームページに上げておくけれども、協議が終わりましたので、このように最終的にもう一回直しましたと、そのファイナルのものに対して、ファイナル・ファイナルというような、そのものに対して1ヶ月ですね。
- **田中研一委員** でないと、実際にステークホルダー協議の結果を十分に反映したものにはなりません。
- **松本悟委員** 上條さんと田中研一委員の言っていることは違うと思います。
- **上條** 田中さんの言うことは違うと思います。
- **田中研一委員** 私はそういうふうには理解しています。
- **富本** ちょっと整理いたしますと、これは非常にテクニカルな問題で、実際の現場でどういうふうになるかというのは、それぞれのケースによってやらなくてはいけないのですが、確かに我々としては、JICAとしてこれが最後だと思っていいものを持っていくはずで、そのときにアップするというタイミングだと思います。そうでなければ、ステークホルダー協議の参加者が分かりませんから。それに基づいて意見を言っていて直すと。それをまたホームページで直すことは幾らでも可能です。多少手間はかかりますけれども。全くそれをやらないとかやるとかそういう議論ではなくて、テクニカルな問題としてやらせていただいて、とにかくステークホルダー協議の意見も反映したものをアップして、それに対して異議申し立てをしていただければ、我々としても手戻りはないだろうということだと思います。それも、がんじがらめにこれ以上絶対に動かさないとかそういう話ではないということをご理解いただきたい。

ですから、いろいろなケースがあると思いますし、ドラフトのアップの仕方、それからアップしている期間、いろいろなステークホルダー協議が進めて少しずつ変わっていくものについて、テクニカルに修正できる範囲のものであれば修正するだろうし、そこにはこういう重要な指摘もあったと、従ってこういうふうには修正をしましたというような説明書きもすることができると思います。要するに、これは現場ないしは担当部の能力の問題にもかかわってきますが、できるだけそういうサービスを提供するような体制に持っていきたいというのが私の考えているやり方です。

実際にそういうものがどういうふうになるのかということについては、ケースによって、実際にやってみなければいけませんけれども、ご趣旨はよく理解いたしましたので、そういう趣旨でやっていきたいと思っております。私も田中さんの意見に非常に近いので、そこはちょっとテクニカルの問題としてご理解ください。

- **原科共同議長** でも、上條さんの言われたことと田中さんの言われたことは違いますから、どちらかを確認しなくてはいけないと思います。田中さんが言われたことだと、この前の議論と整合性していると理解できたけれども、上條さんが言われたことだと、例えば異議申し立て、ステークホルダー協議も1ヶ月で終わらないかもしれない。そうしたら、1ヶ月で切ってしまうと整合しなくなってしまう。

- **富本** ステークホルダー協議ですか。
- **田中研一委員** ホームページ上に載せてから1ヶ月ですよ。
- **原科共同議長** 田中さんが言われたことは分かるのです。上條さんが言われた考えだと、ステークホルダー協議が始まったときから1ヶ月ということになってしまいますから、そうすると、ステークホルダー協議が1ヶ月で終わるとは限らないわけですから、2ヶ月かかったらもう異議申し立てができなくなってしまうと変なことになってしまう。だから、田中さんがおっしゃったように、終わってからでないとおかしいのです。
- **不破** それについてですが、実際にどのようにするかという協議をしてきた中では、ステークホルダー協議が2ヶ月もかかるという状況は、既に調整に何らかの困難なものが出てきたということになりますよね。我々は、いずれにしても協力期間中に物事を解決に持っていきたいと思しますので、場合によってはインセプションというような、中間レポートの段階まで戻っても、それを検討するという形には恐らくなるだろうということを重要だとして話をしてきたのです。  
 概要検討というのは、代替案の検討のところだろうと思うのですがけれども、恐らくその種の問題は代替の検討のところまで遡及するような問題が出てきたようなケースが想定されるので、その場合には段階を戻すというようなことはありうると思います。対応が大事なものは、一度結論を出してしまったあとに、それが引っ繰り返るというような形は非常にまずいので、そういうケースの場合には、言ってみれば、異議申し立てのプロセスが始まった段階で、このドラフトファイナルレポートという段階からもう少し上流に戻っても対応するというところだろうと思います。
- **原科共同議長** そういう対応は分かりますけれども、ただシステムとしては、異議申し立てというのは、本来的に引っ繰り返る可能性があるから異議申し立てでしょう。
- **富本** 整理いたします。今の田中委員と不破さんの話を総合して、まずドラフトを発表してステークホルダー協議に入ると。特に大きな異論がなければ、そのままそれを最終ドラフトファイナルレポートとして異議申し立ての対象として出す。彼が言ったように、1ヶ月も2ヶ月もステークホルダー協議にかかる、結論が出ないというようなことであれば、相当前に戻ってしまうわけです。ですから、そこは程度の問題ですけれども。
- **原科共同議長** アップしないということですね。
- **富本** 特にステークホルダー協議で大きな変更点がないとか、異議が出ないということであれば、すぐにそれをドラフトファイナルレポートとしてアップして、それに対して異議申し立てを受けるということです。
- **原科共同議長** いずれにしても、アップした段階というのは、ステークホルダー協議が終わって、ドラフトファイナルレポートの修正版ができた、それをアップするのですね。協議で特に問題がなければ、そのままストレートに出すと。いずれにしても、協議のあと。  
 そして、今度は、その期間は1ヶ月でよろしいでしょうかということですね。
- **富本** そこは、今おっしゃったとおり、もしステークホルダー協議でいろいろな問題が出て、1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月かかるようであれば、それはとても先に行けない話ですか

ら。

- **原科共同議長** 審査会できちっと、各プロセスで対応しますから、そこでどうやってやるか。
- **富本** 1ヶ月程度でよろしいのではないかと思います。
- **原科共同議長** では、そういう前提のもとで1ヶ月ということではよろしいでしょうか。異議なしですね。それでは、1ヶ月ということです。
- **松本悟委員** 異議申し立ては基本的に現地ですよ。その場合、ウェブサイトと同時に現地事務所での公開みたいな感じだと思うのですが、できるだけ同じタイミングでやって、どうやってそこを知らせるかですけれども、ウェブサイト以外にないですか。現地レベルで、今ドラフトファイナルを公開しましたということ、何らかお知らせする方法はないものでしょうか。
- **富本** まず、ドラフトファイナルレポートの案をやって、ステークホルダー協議をしますよね。そのときにはスケジュールなども説明して、これで特に異議がなければ、大体このタイミングでファイナルレポートをアップしますということをご説明するということができます。ですから、それに注目していただければよろしいです。
- **松本悟委員** 入手は現地事務所からできるのですか。
- **富本** それもできますし、ホームページからでもいいということです。
- **原科共同議長** 二つの方法があるということですね。よろしいですか。ほかに9番で何かございますか。どうぞ、神崎さん。
- **神崎委員** いちばん最後の※のところ、「カテゴリ A 案件と B 案件のうち必要と認められるもの」についてだけホームページに掲載するとありますが、これまで異議申し立てが起きてくるような案件について、どういうふうに必要なものとないものを分けるのかということ、私は個人的に、異議申し立てに出てくるような案件は、やはり異議があって、いろいろと議論、異論があってこのプロセスに入ってくるものだと思うのです。ですので、私は基本的にすべて公開されるべきだと思うのですけれども、そのあたりは。
- **富本** 今の点につきましては、私ども内部で検討いたしまして、基本的にはまず環境社会配慮審査会で審査したもの、これはぜひとも。それから、今おっしゃったとおり、過去に異議申し立てを受理したようなもの、これも重要案件として挙げるということで、今のところそういう範囲で一応カバーされるのではないかと考えております。さらには、B 案件で必要とされるものも行います。
- **神崎委員** 読み方として、これはカテゴリ A 案件すべてと B 案件のうち必要と認められるものなのか、A 案件も B 案件も必要なものしか載せないということなのか、この辺がちょっと気になります。
- **上條** 今の解釈のどちらかということは、実際、あまり差はないと思うのですが、ここで言っているのは、必要と認めるものというのは A と B 案件の両方に掛かるという趣旨で書いています。
- **神崎委員** では、A 案件の中でも・・・。

- **上條** A 案件は多分やると思います。A 案件を公開しないということはなかなかありえないと思いますけれども、ここではA案件とB案件のものの中で必要だというものだということです。
- **原科共同議長** 「必要と認められる」というのは要らないのではないですか。A案件、B案件にしておけば。
- **神崎委員** では、例えばこのフローチャートで、ドラフトファイナルレポートを1ヶ月公開しない場合は、このステークホルダー協議というのはあるのですか。
- **松本悟委員** 今の説明だと、ステークホルダー協議を経ているから。
- **原科共同議長** 最終的に、確認ということだから出して。一回ホームページに出しているのだから、ちょっと直して出すのはすごく簡単なことです。
- **不破** 今のようなステークホルダー協議をやるA案件のようなものは、最初からホームページを構成しながらやっているはずなので、やるだろうなという感じはします。
- **原科共同議長** 作業は簡単なのだからやってください。
- **松本悟委員** 問題は要するにBなのですよね。これぐらいの対応が必要なものについては、審査会及びプロセスの中で異議申し立てが起きたものというのが、今の富本さんの解釈ですね。
- **富本** カテゴリ案件はすべてでしょう。点を打ってしまえばいいのではないですか。「カテゴリA案件と、B案件のうち必要なもの」と。B案件を全部挙げますと、相当な数になりますので、これは必要なものだけということ。
- **原科共同議長** 「カテゴリA案件のすべてと、B案件について必要と認められるもの」。そのほうがすっきりするでしょうね。そうしましょう。
- **富本** 分かりました。
- **原科共同議長** 後で振り返って、またごちゃごちゃしたら面倒くさいですから、「A案件のすべてと、B案件について必要と認められるもの」ということです。  
3ページはいかがでしょうか。「異議申し立ての手続き」です。
- **吉田委員** すみません、ちょっと戻って2ページの8.の(2)、代理人のことなのですが、これは当該国の代理人という考えですか。それとも国際的ですか。
- **原科共同議長** どうでしょう、これは。
- **富本** 特に限定はしておりません。日本あるいはその他の国の代理人ということもありうるのかもしれませんが。要するに、主たる当該申立人は当該国の2人以上の住民である必要があると。どうしても止むをえない場合に、日本を含めてどこかの国の代理人を通じて行うことができる。そのときには、授權している必要がありますということを行っているわけです。
- **原科共同議長** それでは2ページまでがよろしければ、3ページに進みますが、よろしいでしょうか。  
それでは、「10. 異議申立の手続き」のところについてご意見を頂きたいと思います。9までは大体よろしいですか。

○ **松本悟委員** 文章は、私は変更の必要はないかもしれないと思っっているのですが、ただし、また議事録に残しつつ注意を喚起したい点があります。これまた世界銀行の例で恐縮ですが、世界銀行が98年までインスペクション・パネルについていろいろ問題があったのは、実は異議申し立ての調査に入る前に、世界銀行の理事会自体が異議申し立ての調査をしないでいいという判断を下してしまうことだったのです。

それはなぜかという、それまでの間に、世銀のマネジメントが自らアクションプランのようなものを作って、皆さんが指摘した問題点はこのアクションプランによって解決しますから、もうあなたたちの異議は無効ですよとか、異議の必要性はないでしょうということをマネジメントがその間に出すのです。そうすると、理事会が、なるほどそのアクションプランが実行されれば問題ないから、じゃあ異議申し立ては「はい、これまでよ」としてしまふ。これによって、多くの異議申し立て、つまりインスペクション・パネルのファイルが何の調査も行われず、結局、そのアクションプランがしっかりと実行されないまま大きな批判をずっと浴び続けたのが、98年までの世界銀行なのです。

この10.の書き方はそれを可能にはしています。つまり、異議申し立てが却下される場合はどういう場合かということは明記していません。ですから、ある意味でいくと、申し立てがされた途端に、JICAのほうの事業部がこれはまずいと。その指摘された内容を今から相手国政府と話し合っ、じゃあこういうふうにしよう、ああいうふうにしようと。それを異議申立審議役に出して、どうですか、こういうプランを我々のほうで相手国政府と決めたので、こうすればもう異議申し立ての調査をしないでもいいでしょうということ審議役に言い、審議役は「それが実行されればいいでしょうかね」と言っ、て却下するということは可能です。この場合、それがありうるということなんです。

それが本当に問題解決になる場合はいいのですが、しかし異議申し立てというのは基本的にそういう解決がなされなかったことに対して例外的に行われるものです。私はその世界銀行の経験から考えると、この却下というのは、極めて訴え自体が合理的でないとか、本当に蓋然性がないとか、あるいは事実に基づいて訴えがなされていないとか、そういう極めて形式要件のところで大きく却下の判断を下すべきであっ、て、事業部から出された新たな解決策を見て、それが行われれば大丈夫というような却下のしかたというのはしてほしくないです。それが1点めです。

2点めは、アジア開発銀行の場合に何が問題になっているかといいますと、これでいきますと、(7)です。「異議申立審議役は、手続き開始3ヶ月以内に、調査結果を理事長、申立人に報告する。不遵守と判断する場合は・・・」と書いてあります。つまり、遵守・不遵守の判断を絶対にしろとはここで書いていないのです。これは何を意味しているかといいますと、ADBがそうなのです。遵守・不遵守の判断を理事会のBIC (Board Inspection Committee) が判断しないのです。そうすると、改善は求められたけれども、遵守はしていたのだと言う人たちがいるわけです。片一方、パネルの専門家たちは不遵守を言っ、ていたからそれは不遵守なのではないかとか、いろいろな意見が、遵守だったか不遵守だったかよく分からないまま、何か解決策のようなものだけがここにあるという現象がアジア開発

銀行では起こったのです。これも訴えた人たちの極めて大きなフラストレーションや不満の種になった。

したがって、却下するときというのは、私は新たなアクションプランとか、解決策のみで判断するべきではないと思います。それから、この（７）の段階ではやはり遵守だったか不遵守だったかということに対して、審議役というのは判断を下すべきだと思っています。それをここに新たに書き込むというと、また文言とかでいろいろあると思いますが、少なくともその点については注意を喚起しておきたいと思います。

非常に、具体的な専門的なところもあって、分かりにくかったと思いますが。

- **原科共同議長** 前者のほうは、（４）のところで、その理由の中身は、おっしゃるよう  
に合理的でなくてはいけないということでしょう。
- **松本悟委員** ただ、事業部からこういう代替案が出たのでという理由は困りますという  
ことです。
- **原科共同議長** 言ってみれば、空手形でどうなるか分からないからですね。事実に基づ  
いてきちんとした合理的な判断ということでしょう、理由は。だから、（４）はこの表現で、  
私は理由の定義をどうするかで変わってくると思いますが、もう一つおっしゃっていた遵  
守・不遵守の判断のうんぬんというのは、（７）に具体的に書き込んだほうがいいのかなど  
いう感じがしました。というのは、後のほうの文章で「不遵守と判断する場合は」と書い  
ていますから。遵守か不遵守かということ報告するということを書いてもおかしく  
ないですよ。「３ヶ月以内に、調査結果及び遵守・不遵守の判断を理事長、申立人に報  
告する」。
- **松本悟委員** 調査結果の、別添５、６という古い資料はもうないですか。ここには遵守・  
不遵守というのが入っていましたね。入っていれば問題ないです。
- **原科共同議長** 入っていますか。前の資料を確認しましょう。上條さん。
- **上條** これは第７回の時だと思います。別添６のほうに調査の結果というのが一応書い  
てあります。これはまだ例としてしか出していないのですけれども、調査の結果というの  
が書いてありまして、その（２）で遵守・不遵守の事実という項目があります。
- **松本悟委員** それがそのまま行けば確保される。
- **上條** そうですね。
- **原科共同議長** でも、ここに書いておいてもいいんじゃないのかな。
- **富本** 別添につけてあります。今、別添を配ります。
- **原科共同議長** ただ、ここに書いておけばいいのでは。
- **富本** 今の松本さんの点は、我々も肝に銘じて確認したいと思っております。特に事業  
部が新たなアクションをもたらして、これでいいのではないですかということはないと考  
えていいと思います。
- **不破** 具体的に実行もできないようなアクションプランで逃げるというようなことは、  
こういうステークホルダー・ミーティングをやっている限りはない。ただ、計画段階での  
議論というものと、事業段階での議論というものはよく変わってくるということがあると

思うのです。そこはちょっと指摘をしておきたいと思います。

開発調査というのは、やはり計画を策定する議論なので、数年先に実際に行っていくだろう事業に関する議論をするわけですから、前提がいろいろあるわけです。差し迫った無償の場合は、その辺がちょっと変わってくるだろうということは、私は想像しますがね。だから、そののところをよく考える必要はあるだろうと。

世銀の場合は、実際に本体事業が進行している中での話ですから、そこで論じられたアクションプランというものが形に表れてこないと困るというか、おかしいですね。

- **松本悟委員** 今、私が申し上げたのは、直結するのは無償のところですよ。
- **富本** 無償につきましては、A 案件、それから B 案件の非常に重要なものについて、こういうプロセスを経て、先ほどもドラフトレポートをアップするという話もありましたが、実はこれは非常に重要な決断でございまして、無償部のほうで相当議論をしてもらって、エネルギーを使ってそういうふうにいたしました。この議論をきっかけに、そういう新しい地平線も開けたということですので、ひとつその辺の努力を認めていただいて。まだ完璧なものではないかもしれませんが、これで行きたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- **原科共同議長** それでは（7）は特に文言を変えなくてもよろしいということで、よろしいですか。そして、別添6に記載する。
- **富本** 今、配ります。
- **原科共同議長** そういうことで確認いたします。  
10 番「異議申し立ての手続き」、ほかに何かございますでしょうか。
- **田中聡志委員** ちょっと1点伺いたいことがあるのですが、（5）のところは却下という場合の移送ということが書いてあって、最初に書かれてあったこととちょっと中身が違うというか、もともとこういう趣旨で書かれてあったのを明確にされたということだと思います。そうした場合、今回のいちばん後ろで「別紙に以下の記載を行う」というふうに書いている。これも多分ある意味で、申し立ての要件を書いている場合の一例だと思っておりますが、こういう場合は多分却下されるということなのでしょうね。

協力事業に反映させることができないから、いちばん後ろに来ているということなのかもしれませんが、しかしガイドラインでは、協力事業が終わってもフォローアップという一応のシステムはあるので、このいちばん後ろに書いてあることと（5）の移送システムというものの関係について、どのように理解をすればいいかというのが疑問点です。

- **富本** 5 ページの最後の点については、後で議論したいのですが、あくまでも、異議申し立ての期間というのは先ほど議論いたしましたとおり、協力期間中ということで確定いたしましたので、その中での却下ということを言っているわけです。したがって、最終報告書がアップされるまでということとございまして、そこまでにあった異議が残念ながら却下された場合であっても、重要であるというような、適当であるという判断があった場合には移送するというので、これは異議申し立てとしてあくまで受けているものです。異議申し立てとして受けたという事実があるわけです。それが結果として却下さ

れたという扱いです。

最後のところは、その異議申し立て期間以外の話でございますので、そこを区別しているということで説明はよろしいでしょうか。

- **原科共同議長** では、それが分かるような記述にして。
- **田中聡志委員** 期間を越えて出てきた場合は、却下はしないのですか。
- **富本** それはもう異議申し立てという分類ではないという判断です。異議申し立て期間内に申し立てをして頂いたものが異議申し立てであると。そういう整理でこれは考えています。
- **田中聡志委員** それは整理の問題なので、そういうこともあるかもしれませんが、普通は期間内になされていないので却下するということになると思うのですが、却下もしないということで、異議申し立ての形態も備えていないということですね。
- **原科共同議長** 受け付けないということでしょう。
- **上條** そうですね。異議申し立てではないということです。
- **富本** 異議申し立てとしては受けないけれども、重要な意見として、後ほどご説明いたしますが、我々としてはちゃんとしたアクションをとるつもりでございますので、それは説明させていただきたいと思います。
- **原科共同議長** よろしいでしょうか。10まで。1時間半ほど経過してまいりましたので、もし10に対してこれ以上特になければ、休憩を取りますが、よろしいですか。それでは、10のところで1回休憩を取ります。4時から再開します。

\*\*\*休憩\*\*\*

- **原科共同議長** 4時になりましたので再開します。3ページの下のほうですが、11番「申立書の内容」から始めます。いかがでしょうか。
- **松本悟委員** こちらの本体は議論していますし、これでいいかと思いますが、今、ちょうど頂いた FC. 7-5 の申立書のほうがまだこれに沿っていないので、これはそれに沿って直していただくということでよろしいでしょうか。
- **原科共同議長** 今の意見を確認いたします。上條さん。
- **上條** はい、そのとおりです。
- **原科共同議長** 例えば、異議申立審議員という表現がありますが、審議役になりました。
- **松本悟委員** 因果関係というのはなくなるのですね。
- **上條** そうです。
- **原科共同議長** そのかわり(8)が入ったということで。では、次回これに沿って直したものを準備していただきます。他にございますか。ゆっくり読んでいただいて、何か気がついたことがありましたらご指摘ください。
- **佐々木委員** (9)の「JICA 担当部署の協議の事実」というところですが、多分現地におられる方は、開発調査ですと、コンサルタントの JICA 調査団の事務所と JICA 事務所の



区別とか、実際に調査団のコンサルタント側が前面に出ている場合、そこに来られると思うのです。その辺、多分、コンサルタント事務所に訪れて、何か協議や情報収集をされたと思われて、こういう交渉をしたと思われていていても、実際、それが JICA でも何でもなく、調査団だったということもあるのではないかと思います。

- **原科共同議長** そういうことはどうですか。相手が違っていたとか。
- **上條** そういうこともあるかもしれませんが、そういう事情が判明した段階で JICA 側が何らかのアクションをとるかと思います。そういうことが判明した段階で JICA 側とまずコミュニケーションを取ってもらわなければいけないので、現地事務所が対応するのか本部が対応するのか分かりませんが、申立人の方は、もう協議したと欲していたけれども、協議していなかったということが分かった時点で、JICA 側が何らかのアクションを起こすということだと思います。
- **富本** コンサルタントにおかれましては、現地事務所を作る場合と作らない場合、あるいは相手国政府から提供される場合といろいろありますので、ここで特段規定せずに、お願いしたいのは、そういう申し立てがあった場合には、速やかに JICA 事務所に伝えていただくという協力ではないかと思っております。したがって、コンサルタントの方にもお願いしたいのですが、仮に間違っ て JICA 事務所と思っている人が来られた場合には、JICA の事務所の場所や担当者の名前などを教えていただき、速やかに同じように連絡をしていただくということではないかと思っております。ぜひそのようなお願いをしたいと思います。
- **神崎委員** お伺いのこととちょっと似通っているのですが、私はこういうことがよく考えられると思うのですが、JICA の現地事務所は多分その首都にありますね。そうすると、協議というのは、基本的に私は会って話すことだと思ったのですが、例えばプロジェクトサイトの方が遠方でなかなか現地事務所に出向くことが難しい場合が想定されると思うのです。この申し立ての内容自体が、絶対に JICA と協議していないと受け付けないというものなのか、勉強不足で把握していないのですが、そういう現地事務所から遠方にいらっしゃる影響住民の方が、なかなか現地事務所に行けない場合はどう対応されるのでしょうか。
- **上條** 異議申し立てをしていただく場合には、その要件として事前に必ず JICA の担当者 と話をし て、それでも問題ありということ を判断して くださいとお願いしているわけ です。ですから、異議申し立てをされるということであれば、その要件として、この（9）で書いてある協議の事実を書いて くださいという ことは絶対に お願いしたいのです。ただ、地理的に、その人が JICA 事務所に来られない、 けれど、 すごくシリアスな問題を抱えているので話をしないと如何ということであれば、それを何らかの形で JICA 事務所なりに伝えて いただければ、やはりそれも JICA 側がアクションをとるとい うことになると 思います。
- **神崎委員** 例えば、JICA のほうから逆に現地に行かれるとか、そういうことは。
- **上條** それはやはり、シリアスな問題が起きていて、高い蓋然性があるて被害を生じるのだということがあれば、JICA の事業にとって非常にリスクの高い話ですので、まずその事実確認をするのは JICA 職員の仕事だと思います。
- **松本悟委員** 確かに協議という書き方は何か重いというので、中は対話とかやりとりと

いうふうになっているのですが、標題だけが変わっていないのではないかと。基本的にはやりとりという理解。

- **原科共同議長** では、9の表現を「対話の事実」と言ったほうが。中は対話になっていきますから。対話というと、まあ・・・。
- **松本悟委員** あるいは文書で質問状を書いて、それに対する受け答えとか、やりとりということであればいろいろなやり方が可能かと思えます。
- **原科共同議長** 情報交換とかね。対話という表現ならいいでしょうし。どうでしょう。
- **上條** 文書だけだと、それは理解がうまく合わないということもあると思います。手紙を読んだだけでは、職員もよく分からないところもあると思うのですが、やはり会って話をしたほうがうまくいくと思います。
- **原科共同議長** 現地を見るということが必要ですね。
- **松本悟委員** それは JICA 次第になるわけではないですか。遠隔地の人が、例えば自分たちはこういう懸念を持っているという手紙を書いたとして、それに反応するかどうかは JICA 次第ですよ。JICA が来るか来ないかです。住民からすれば、まずレターを書いた。でもレスポンスは来なかったというのが一つのやりとりの事実だと思うのです。だから、それはひとつ、対応してくれなかったということ、そういうケースがあった場合には言って、異議申し立てをすることはできると思うのです。
- **原科共同議長** そうすると、対話よりもやりとりという表現のほうが・・・。
- **松本悟委員** 現実的ではないかという気がする。
- **原科共同議長** どうでしょう。今のご意見は。
- **松本悟委員** 両方書いてもいいですが。
- **富本** おっしゃるとおりだと思います。対話という表現を取るか、あるいはやりとりという表現を取るかどうかでもいいと思うのですが、要するに、まずは遠方の方であれば手紙を送っていただくでしょうね。それに対して JICA がどうレスポンスをするかということ、今、問われているわけなので、非常にシリアスな問題であれば、上條さんが言ったとおり、現場に行って対話をするということがまず進められると考えております。そういう意味では、対話でもいいですし、やりとりでもいいと思います。

要するに、ここら辺はテクニカルな問題として、ここにそういうことを細かく書くのか書かないのかという問題もありますが、姿勢としてはそういうことだと思います。ご指摘のとおり、現場が非常にアクセスが困難なところで、JICA のコンサルタントしかいないということであれば、コンサルタントの事務所で話をさせていただいて、事実を伝えていただくということもあると思います。いろいろな対応の仕方があると思いますので、そこは臨機応変にやりたいと思っております。必ずしも、ここに書いたから、本当に首都まで来て対話しなければならないということではなくて、もしそういうことが不可能であればその不可能の理由を書いていただければ、それに基づいて判断するということです。

- **原科共同議長** もう一つ、今のところで、このパラグラフの下に2行ありますが、ここに JICA 事務所という表現があります。この表現には「現地」が入っていないですね。これ

は両方・・・。

- **富本** 正式には、現地ではなくて在外事務所です。JICA としては在外事務所という表現をしております。
- **原科共同議長** では、この（９）の下から２行、２か所、JICA 事務所に「在外」が抜けているということですね。同じことですね。
- **富本** はい。在外事務所と。
- **原科共同議長** では、全部、在外事務所になるということで理解いたしました。それでは、「対話」という言葉を使ったのでよろしいでしょうか。「やりとり」のほうがいいでしょうか、ご意見を。
- **松本悟委員** やりとりのほうが。逆に対話をしなければいけないのは JICA ではないかという気がしないでもないですが。
- **原科共同議長** 「一連のやりとりを行う」というとちょっと変ですね。一連のやりとりというのは。
- **松本悟委員** 住民からいくと、まず問題が感じられたらそれを投げかけるのですよね。対話というのはやはり両方の意思がないと成立しない。
- **富本** 対話等、やりとりですか。
- **原科共同議長** 接触ですか。
- **富本** 接触というと、接触しただけで、あいさつしただけで帰ってしまう（笑）。対話等やりとりではどうでしょう。
- **原科共同議長** 一連の情報交換。
- **松本悟委員** やりとり。
- **原科共同議長** やりとりですか。それでは、JICA 担当部署とのやりとりの事実。
- **神崎委員** それを言うのであれば、８の「プロジェクト実施主体との協議」というところも。
- **原科共同議長** ちょっと待ってください。８の前に、９のところでもう行きましょう。９の見出しは、「JICA 担当部署とのやりとりの事実」と表現いたします。それから、文章の２行めの「担当部署と一連の対話」、これも「やりとり」ですか。あとは、やりとりを使っていますね。「やりとりを行うことが求められる」、これは対話でもいいのかな、「求められる」だから。
- **富本** 両方残していただけたらと思います。
- **原科共同議長** 対話およびやりとり。
- **富本** 対話という表現は、別に面と向かって議論しなくても、その意味はそのやりとりの中に入っているのではないかと思います。
- **松本悟委員** これは英語で dialog というとうどうですかね。世銀などでは contact という言葉を使うのです。
- **原科共同議長** だから、接触と言っていたのですよ。
- **松本悟委員** コンタクトをしないとだめです。ちゃんと連絡をとってくださいというこ

となのですよ。それがダイアログになったりコンサルテーションするというのは、お互いが努力しないとそこまで行かないですから、問題を抱えたら、やはりまずはコンタクトして。

- **富本** まずコンタクトして、それから次がダイアログ。
- **松本悟委員** レスポンスするかどうかは逆に、援助機関側のあれで。
- **富本** まず、レスポンスしたところでダイアログが発生すると。さらにはコンサルテーションまで行くというような段階ですかね。
- **松本悟委員** だから、住民には、まず、あくまでコンタクトをすることを求めるということだと思うのです。
- **佐々木委員** その対話なり、やりとりなり、コンタクトなりのタイミングですが、これは、ドラフトファイナルレポートがウェブサイトアップロードされて、異議申し立てのためのプロセスが始まってからの期間に行われたやりとりを指すのか。多分、当事者にとってはどのタイミングのステークホルダーに行っても何をしても、自分が気になることを言い始めて、最後に満足いかなければ何か始められると思うのですが、タイミング的には何を指してもいいわけですね。
- **原科共同議長** タイミングは別に制限しないのでしょうか。
- **上條** 異議申し立て受付期間であれば、その通りです。
- **原科共同議長** 受け付けの前にやりとりをするでしょう。
- **佐々木委員** 受け付け前にやりとりすると思いますよね。
- **上條** だから、もちろん受付期間中のどこかでやるのかと思います。
- **原科共同議長** 受け付けの前にやりとりをやって、それで受け付けの期間が来たから手を挙げるということはあるでしょう。そういうことですよ。
- **佐々木委員** そうです。そうなるのが普通のように思います。
- **原科共同議長** だから、それは当然・・・。
- **上條** JICAのほうと協力期間中のどこかの段階でやりとりがあって、それからしばらく経った後に異議申し立てになったと。
- **原科共同議長** そうですね。だから・・・。
- **佐々木委員** その場合、既に最初のコンタクトで言われたことに対して、多分、チーム側なりJICA側が何か反応して対処している問題も、後で気がつかないまま異議を申し立てられるということはあると思いますね、きっと。それはそういうものだと思っていただければいいわけでしょう。
- **富本** 対処したという事実があれば、それも書いていかななくてはならないでしょうね。どういう対処をしたのかということ。あるいは、こちらが・・・。
- **原科共同議長** 事実関係が明らかになる前に却下ということになりますし。
- **富本** もし異議申し立てがあつたら、それに対処しましたという事実を、当然、審議役に伝えるということもあると思います。だから、そこまで待っているということはないと思います。即、対処していただければいいと思います。

- **佐々木委員** 多分、どのチームも協力期間中にコンタクトがあれば何か対処していると思うのですが。
- **原科共同議長** それでは、(9)のところをもう一回確認させてください。見出しは、「JICA 担当部署とのやりとりの事実」と。それから、本文の2行めは、「一連の対話ないしやりとりを行うことが求められる」という表現でよろしいでしょうか。それでは、(9)に関してはそのようにして、あと「在外事務所」という表現になります。(8)のほうで今意見を頂きましたが、神崎さん。
- **神崎委員** (8)のほうでも、同じく中身については対話となっていますが、最初のところは協議となっているので。
- **原科共同議長** やりとりですね。
- **神崎委員** そうですね。変えたほうが自然かなと思います。
- **原科共同議長** これも整合させる。よろしいでしょうか。
- **富本** ちょっと語句を確認します。そうすると、最初の行は、「プロジェクト実施主体とのやりとりを行うことが求められる」。すべてやりとりでよろしいですね。「ただし、プロジェクト実施主体とのやりとりができない」、「等」ですかね。「できない等やむをえない事情がある場合には、かかる事情を記載する」。「できないやむをえない事情」、そのように変えさせていただく。それで確認してよろしいですか。
- **原科共同議長** 平仮名が続くから「できない」で、点が入ったほうがいいかな。「対話ができない、やむをえない」と。どうでしょうか。文言に関しては、今のよろしいですか。
- **松本悟委員** 申立者の気持ちからいくと、英語が何になるのかというのが気になるのですが。日本語でやりとりで・・・。
- **富本** contact です。
- **松本悟委員** コンタクトがやりとりですね。
- **原科共同議長** だから、接触ではだめなの？
- **松本悟委員** 日本語の接触は何か変かなという気が。
- **原科共同議長** 変ですか。
- **松本悟委員** そうでもないですか。
- **神崎委員** 1行めは「実施主体との対話を行うことが求められる」、2行めは「実施主体とのやりとりの事実関係については」というのは、これはこのままで。
- **原科共同議長** いや、今、「やりとりを行うことが求められる」となりました。やりとりは全部平仮名ですね。皆さんよろしければ、そうしましょう。では、11番、申立書の内容につきましては、今のようなことで文言の修正をお願いしたいと思います。ほかに何かございますでしょうか。  
もしよろしいようでしたら、4ページの下側の12番、「報告、提言に基づく対処」のところに入りたいと思います。では、この部分を含めてご意見を頂きます。11番でもし検討する必要があれば、併せてお願いいたします。

12番は、今まで議論してきたことの確認になると思います。特に文言上、問題なければ、次の5ページにまいります。13番、情報公開です。

- **松本悟委員** 確認をしたいと思います。JICA 図書館の場合は一定のお金を払えばコピーができるのですが、現地事務所の場合は、閲覧したものをコピーするという手続きは今どうなっているのか教えてほしいのですが。
- **富本** 事務所によって事情は異なると思うのですが、事務所によってはそういう閲覧施設のような、図書館のようなものを作っている事務所もございます。そこでコピーサービスまでしているかどうかはちょっと確認いたします。場合によっては、有料で行うこともあります。コピー事情は途上国によって随分違いますし、場合によっては対応できないこともあると思いますので、確認させていただきます。
- **松本悟委員** JBIC のときも議論になったのですが、やはり複写を認められるということは、どこまで公開されたと見るかと。つまり、最終報告書とか、すごく分厚いんですね。それ自体をその場で閲覧して書き取るのかという議論はけっこうありまして、そのあたりは、複写の対応は大事なのではないかと思えます。
- **原科共同議長** 閲覧に供するという。
- **松本悟委員** そこも事務所レベルで議論してほしいところですが。
- **武井** 今、複写の関係で気がついたのですが、複写の対象になるものは恐らく審議役が書かれた報告書も含まれるでしょう。その場合に、複写の対象物がそもそも JICA の著作物であれば、JICA の判断で「複製してください」とやればいいと思うのですが、外部の方に書いていただいたもの場合は、まだ詳細を詰めていませんが、審議役の報告書は JICA のほうに著作権を譲渡いただいてやるのか、もしくは単に JICA は使用の許諾だけ頂いてやるのかによって、第三者に対する複写の許可のしかたが変わってくると思います。そこは、そもそも JICA としてコピー機を使わせるかというのと別に、著作権の問題も一応踏まえたうえで、対処は決めることになるのではないかと思います。
- **原科共同議長** 著作権問題に引っかけるといってもそうですが、複写してはいけないという話になっては困るということです。

それから、(1)(2) 両方そうですが、例えば(1)では、「異議申立審議役は、個人情報・法人情報その他の法に基づき不開示とすべき事項」という表現ですが、個人情報・法人情報は自動的に不開示というわけではないですから、これはどういうことでしょうか。ちょっとこの文言は分かりにくいですが。
- **上條** 法に基づいて不開示とすべきものは、ということです。
- **原科共同議長** 個人情報や法人情報のうち……。
- **上條** そうですね。その他不開示でというものは書けないだろうと。
- **原科共同議長** 法に基づき不開示にすべき事項、そういうことですね。
- **上條** そうです。
- **原科共同議長** では、法に基づきだけでもいいのではないですか。個人情報・法人情報、その他というのは、では、「法に基づき不開示とすべき事項が含まれないよう配慮し」とい

う、簡潔な表現に変えていただきます。あとはいかがでしょうか。

14 番「申立人への配慮」、15 番「濫用の防止」、16 番「事務局」、そこまで含めていかがでしょうか。

- **松本悟委員** これはもしかしたら変えたほうがいいのかもかもしれません。16の事務局ですが、「事務を処理するため」とあるのですが、先ほど申し上げたように、異議申立審議役の職務を支援するという意味で、非常に事務局が重要だと思うのです。単にその事務を処理するだけではなく、審議役が今調べていることで、どういうことを知りたいのかということに対して、それは JICA の組織の中ではこうですか、こういう規定がありますということをやはりアドバイスできないと審議役の人が大変だと思います。ですから、単に事務を処理するというよりは、その職務遂行の支援をするという役割は非常に重要ではないかと思えます。
- **富本** よろしいかと思えます。
- **原科共同議長** それは文章をちょっと変えたほうが良いと。どう変えたらいいですか。
- **富本** 「審議役の職務遂行を支援するため」と。
- **原科共同議長** 「職務遂行を支援するため」、そのほうがいいですかね。
- **松本悟委員** もう一つ、これに関する情報公開は、例えば、世界銀行の場合、インスペクション・パネルの事務局が、インスペクション・パネルのページを持っていてそこで公開するのですが、JICA の場合は、この事務局ではなくて、JICA 全体のホームページを管理しているところが情報公開することになるのですね。その事務は結局どこがやることになるのか、必ずしもこの事務局ではないということですか。
- **富本** 別途、そのホームページを作るかどうかというのは、まだ検討していません。基本的には JICA のホームページの中にそういうコーナーを設けて、異議申立審議役のコーナーということで、そこに出すと。それについての手続き、支援を行うということでいかがでしょうか。
- **原科共同議長** そうしましたら、13 番の情報公開の (3) で、「異議申立審議役は、その連絡先をウェブサイト公開するなどして、その存在が広く認知されるよう努力しなければならない」とありますが、それとともに、その活動を情報提供するか、そういうものを書いてもいいですね。
- **富本** はい。
- **松本悟委員** この業務を含めて異議申立審議役の職務を支援するということで。
- **原科共同議長** (3) はそういう場合に、情報提供するというところという文言をつけ加えていただきたいと思えます。よろしいですか。それでは、そのようなことで進めてまいります。ほかにございますでしょうか。
- **神崎委員** 前回までの議論に参加してなくて、恐らくもう議論されていると思うのですが、この 13 番の (4) の「必要に応じて」というところは、どういう場合が必要に応じてなのか。前回までの議論ではどういう話だったのか、簡単でいいので教えていただけますか。

- **上條** それは、英語だけでは用が足りない場合ということです。
- **神崎委員** 例えば、住民のほうからぜひ訳してほしいとか。
- **上條** その国の公用語で申請があった場合は、多分、公用語にして返してあげないといけないと思います。ただ、それが英語だけのコミュニケーションで足りる場合であれば、英語だけということです。英語だけのコミュニケーションで足りないという場合は日本語のこともあるかもしれませんが、公用語のこともあるかもしれません。基本的には英語で対応するということです。
- **原科共同議長** 必要に応じて、公用語は分かりますが、日本語はどういうことになりますか。
- **上條** 指摘があったような気がするのですが、日本語も必要に応じてなのではないかと。
- **原科共同議長** ある考えでは、マストかもしれないですね。国内向けを考えると。JICAの活動を知ってもらうために。
- **富本** 最近は英語を理解していただける方は非常に多いものですから、まずは英語で。
- **原科共同議長** 一般の国民向けも考えると、日本語もやったほうがいいかなと。必要によって日本語というのは、今のケースではなかなか当てはまる例が……。日本国内では日本語が公用語ということになるわけですから。今、必要に応じてという言い方がちょっと気になりました。そういう場合は日本語で伝えなければいけないのかと考えると、国民に対する情報提供だと日本語でないとおかしいのでは。
- **不破** 要するに、スペイン語圏とかフランス語圏などの場合は英語を使わないということですね。
- **原科共同議長** そういう場合でしょう。だから、公用語でしょう。
- **不破** 多分そういうことでしょうね。日本語とフランス語を並記するという、そういう想定ではないでしょうか。
- **原科共同議長** そこに、だから日本語が入るのは変ではないですか。日本語で書くのはまた別の意味で、国民に対する情報提供だと思います。つまり、異議申立審議役の活動を……。
- **富本** そうするとあれですか、英語と日本語を基本とするということですか。どうせ原文は日本語で作ってそれを英語に訳すわけでしょうから。
- **原科共同議長** そのほうが情報公開という点ではいいと思います。
- **上條** 日本語は要らないのではないですか。基本は要らないと思います。
- **富本** そういう意見もあるのですが。
- **原科共同議長** 要らないかな。
- **上條** 書かれる方が大変だと思います。英語だって審議役が書かなければいけないわけです。審議役がレポートを書くわけですから。二つ……。
- **原科共同議長** 審議役は日本人だから、日本語訳は大変じゃないでしょう（笑）。
- **富本** そこはここで議論していただいて、基本的には英語を使うということを原則としておりますけれども、日本語はどうしても必要であると。それから、公用語はもちろん先ほどの例から必要な場合ということでしょう。そこは議論していただければと思います。



- **神崎委員** 日本語が必要な場合が考えられるかと思います。例えば、現地の住民がどうしても日本のグループに支援して、異議申し立て手続きを行いたいという場合、必ずしも、その日本のグループが英語を理解するかということは、その場合には、「必要に応じて公用語を用いる」の公用語の中に入るのか・・・。
- **原科共同議長** そういう場合もありえます。私の趣旨はむしろ、日本語で JICA の活動をアピールしたほうがいいのではないかという意味合いで、日本国内の国民に対していつでも「ああ、こういうことをやっているのか」と分かってもらえるという意味では。普通は日本人が審議役をやるということで、外国人もありますけどね。  
 そういう必要はないですか。むしろ、そういうニーズが出てきたらやればいい。当面はこういう格好にしておきましょうか、「必要に応じて」と。それでは、この件は今のそういうことで、この原文のままといたします。あと、ほかはございますでしょうか。  
 それでは、特に今ないようでしたら、次に進みます。よろしいでしょうか。  
 では、17 番「制度の適用と見直し」の部分です。最後までごらんいただいて、協議いただきます。なお、12-3 は先ほど審議しましたので、もう終わったということです。5 ページの最後までいかがでしょう。
- **神崎委員** 5 ページの最後までというのは、いちばん下の別紙の分も入っていますか。
- **原科共同議長** はい、含めて。17 番は特に問題はないかなど。いちばん下というのは。
- **富本** 松本さんがいないですね。
- **神崎委員** そうなのです。ちょっと今、緊急の用事で。すぐ戻って来られると思うのですが。
- **原科共同議長** では、ちょっと休憩しますか。雑談タイムで。
- **富本** 添付のほうの文章を変えたものを今、確認してしまっていていいですか。そうすると、すぐ作業できます。次回、挙げなくてもいいかもしれませんので。
- **原科共同議長** では、別添 1 から 7 番。
- **富本** 先ほどの審議員というのを審議役に直すということです。それ以外には、因果関係でしたか。
- **原科共同議長** 因果関係ということは、削除ですね。4 番削除。
- **富本** 削除させていただきます。ほかに直すべきところは。
- **原科共同議長** 先ほどの文言、加えた分はいいのですか。
- **上條** 変えるところがあると思います。相手方のやりとりの部分。
- **富本** どこですか。
- **神崎委員** 6 番のところに、「JICA 事務所担当部署との協議について」と書いてあります。
- **富本** これはやりとり。これは全部直します。
- **原科共同議長** 「やりとりの事実」。
- **富本** 他にございますでしょうか。
- **原科共同議長** 漢字で書けないですか、「やりとり」は。

- **富本** ワープロを探せばあるのかもしれませんが。ほかにございますか。よろしければそういうふうに変えさせていただきます。
- **上條** 次回、ちゃんと書き直して出します。
- **原科共同議長** では、全体の整合性が取れるよう直していただいたものを出してください。別紙に以下の記載を行うということで・・・。  
(松本悟委員、着席)  
今、5ページですが、13番、情報公開、14、15、16とまいりまして、17番「制度の提要と見直し」、これは単純なことですから特に問題ないと思います。最後のところで、「要項と一体の形式で、別紙に以下の記載を行う」ということですが、以下の記載、こういった内容でよろしいでしょうかということで、皆さんに確認いただきたいと思います。松本悟委員、何かご意見はございますか。
- **松本悟委員** この記述では分らないですね。この3行ではちょっと、とても納得がいくものではないので、もう少し。まず、「所要の対応を検討する」と書いてあるのですが、これは何か案のようなものはないのかというのが第一です。
- **原科共同議長** 具体的にどんな対応かですか。
- **松本悟委員** それから、一つ、私がこだわったのは、その中で異議申立審議役というのが、第三者として何らかの関与をするのかどうかということです。特にそこが非常に気になるのですが、それに対してどのようにお考えなのかということがいちばん関心があるところです。
- **原科共同議長** 今の点はいかがでしょう。
- **富本** お答えいたします。まず、これは異議申し立て期間終了後の話で、意見として承るということですが、所要の対応という点につきましては、非常に重要な意見であると判断した場合に、担当部署を通じて指摘内容の事実を確認するとか、あるいは指摘した後連絡、調整を行うとか、担当部署の意見を踏まえて対応を行うということで対応したいと考えております。  
その次に、審議役の関与の点ですが、その前に、松本悟委員からは、担当部署のみでは対応は不十分ではないかという可能性があるもので、そういった場合には、例えば環境社会配慮審査室がご意見・ご指摘を受け付けるということではいかがかということでございます。それと同時に、非常に重要な指摘である、意見であると判断された場合は、審議役のご意見を伺う。あくまでも参考意見ということですが、意見を参考として受けたいというようなことでいかがかと、一応考えております。ですから、ここの部分はそういう趣旨で書いております。
- **原科共同議長** 審議役宛てに手紙が来た場合は、審議役に伝える、渡すと。
- **富本** 受け付けるのはあくまでも審査室ということで、いろいろな書き方があると思いますが、JICA 理事長に対する意見もあると思いますし、担当部署の長へもあると思いますし、中には審議役ということもあるでしょうが、あくまでもうちが。中身を判断して、中には誹謗中傷いろいろあると思うのですが、そういったものを除いて、これは確かに重要

な指摘であって、異議申し立て期間を終わっているけれども対処しなければならないというのであれば、それについては異議申し立て審議役に対して、そういう意見がございましたということをお伝えしたうえで、必要に応じて参考意見を頂くというようなことでいかがかと思えます。

- **原科共同議長** どうですか。あて先が審議役の場合にはやはり渡すのではないですか。スクリーニングするのですか。
- **富本** 窓口として、中身をやはり見させていただくということです。
- **原科共同議長** やはり審議役があて先だったら渡したほうがいいのではないですか。それは渡さずに見て判断するのは変でしょう。それを審議役が見て、そのときにコメントしていただければいいのではないですか。これは事実と違いますか。
- **富本** あくまでも、意見として受け付けるわけですから、これは JICA として受け付けるということを、まず。
- **原科共同議長** 出す側は審議役に見てもらいたいというのはありえると思います。
- **富本** ただ、それはもう異議申し立てではないと。
- **原科共同議長** 苦情とは大体そういうものでしょう。苦情は聞いてもらいたい人にあてるのだから。
- **神崎委員** まず、そもそもとして、できれば私は JICA の案を……。ここに記載されているように要項と一体の形式できちんと異議申し立ての手続きと一緒に挟まるというか、一体になるわけですね。そういったことから、この具体的な案を JICA のほうで用意していただいて、それを基に話すというのがいちばんいいのではないかと思います。それで文章を練り上げていく。やはり一言一句、今までの議論の中でも練り上げて来られていると思うので、そういう作業が重要ではないかと思うのです。そういうことで、私の希望としては、JICA のちゃんとした文書での案をぜひ出していただきたい。それに基づいてこういう場で協議をしたいと思うのです。
- **原科共同議長** 今の点はいかがですか。
- **武井** 最後の、別紙の記載の個所は、これまでのフォローアップ委員会の議論の中で異議申し立て制度を議論する中で、受付期間をどこまでにするかという争点を解決するための方法として、受付期間が終わった後でも JICA としては意見は聞いて対応しますというのを一緒に書くことによって、異議申し立ての制度をこれで確定しましょうという一種の議論の中の経緯でここに入っているものです。

そもそも、異議申し立て制度の枠外の対応についてこのフォローアップ委員会の場で議論することは、フォローアップ委員会にお願いしている事項の範囲を超えています。そもそも私どもとしては、この異議申し立て制度外の対応について、詳しくここでこちらから案を示して先生方の意見を伺うことがやることだとは思っていないのです。

他方、この3行を足したのは、異議申し立て制度の中の議論を一応決着するために必要だったから書いていると。これは、この異議申し立ての要項を出す際には、要項を見る人には分かるところに必ず載せますということで、異議申し立ての制度をこれでファイナラ

イズさせていただきたいという趣旨で載っています。ですから、今、神崎委員がご提案されたように、この異議申し立て枠外の対応については、また一からこちらで案を作ってしまうことは考えておりません。

- **原科共同議長** というご説明ですが、いかがでしょう。
- **神崎委員** ただ、私の理解では、ここに記載されているということもありますが、全く別のものにはやはり異議申し立ての手続きがあつて、やはりそれを踏まえたものになると思うのです。必然的に全く別のものにならないと思うので、どこかでつながっていくものではないかと。先ほど、富本室長がおっしゃっていたみたいに、例えば、それが重要な場合は、審査室から意見を受け付けるだとか、どこかでリンクしてくるものだと思うのです。ですから、私は、この場で別に議論することが全くおかしいことではないだろうし、むしろ議論したほうがいいのではないかと思うのが1点です。

あともう1点は、質問なのですが、もしこういう場で議論しない場合は、でき上がったときにそのまま JICA の中で議論されたものが入ってしまうということになるのですか。それとも、また別に何かプロセスとして議論できる場を設けるようなことは。

- **原科共同議長** もう設けるのは無理でしょう。
- **富本** では、まず確認したいのですが、異議申し立ての議論は、一応これで終了したということでもよろしいですか。そのうえで、ここと一体とした形での別紙の記載ということでご提案させていただきたいと思いますが、よろしいですか。
- **原科共同議長** それを私に聞いていただいても・・・。皆さんの判断で。よろしいでしょうか。
- **松本悟委員** 不可分一体のものではありませんけれども。
- **富本** それで、一応案文は用意しておりますので、文章をいちいち書くというのではなくて、口頭で申し上げて、それでよろしければそういうふうにさせていただくということでいかがでしょう。
- **原科共同議長** 異議申し立てに関しては一通り終わったと。ただ、文言はいろいろ修正しましたし、最終案が必要ですがけれども。
- **富本** もちろん、最終的な確認はいたします。
- **原科共同議長** 最終確認は次回の委員会ですね。
- **松本悟委員** ただし、おっしゃったように、申し立ての期間をここで定めたものにするためには、必要な条項が、今話し合われている不可分一体の別紙であるという位置づけであれば。
- **富本** おっしゃったように。

それでは、例えばこのようにさせていただいたらどうかと思います。読みますと、「JICA の協力事業の終了後、協力事業に対する指摘がなされた場合は、環境社会配慮審査室が受け付け、必要な場合は異議申立審議役の意見を参考にし、所要の対応を検討する」という案文でいかがでしょうか。もう一度申し上げます。「JICA の協力事業の終了後、協力事業に対する指摘がなされた場合は、環境社会配慮審査室が受け付け、必要な場合は異議申立

審議役の意見を参考に、所要の対応を検討する」という議案でございます。

ですから、先ほどのお話のような、いろいろなあて先があると思うのですが、一応、松本悟委員から、担当部署だけでは・・・。

- **原科共同議長** 最後は「検討する」ですか。
- **富本** 「対応を検討する」。
- **原科共同議長** そこまでやったら、今みたいにいろいろつけ加えるとなったら、「所要の対応を行う」と。「環境社会配慮審査室が受け付け、必要な場合は異議申立審議役の意見を参考に、所要の対応を行う」でいいのではないですか。もう検討してしまっているのだから。
- **武井** 行うかどうかも含めて検討するのだと思いますが。
- **原科共同議長** そこで「検討する」ではあまりにも弱いですね。
- **武井** それが異議申し立て制度との違いです。異議申し立て制度に乗っかると、審議役のリーダーシップのもとで1か月で受理・却下の判断がされ、その後受理されれば3か月で遵守・不遵守・・・。
- **原科共同議長** だって、所要の対応の中にもいろいろなものが入ってきて、そこを検討する。
- **富本** 前回までにご説明しましたが、一応協力期間が終わっておりますので、対応するとしてもごく限られた予算の中でのフォローアップという対応。これを全案件についてはなかなかできないわけで、したがって、そういう重要な指摘があって、審議役のご意見を頂いて、これは確かにフォローアップをするべきだと、そして事実関係を調査すべきだというようなご指摘があった場合にはそれを行うというような対応が一つ考えられます。その結果、例えばこれは実施にかかわる部分であるとか、あるいはJICAの終了後、向こうの政府がとるべき対応であるというようなことについては、適切に、相手先に対してそれをお伝えするというぐらいしかできないかと思います。先ほど来ご説明しているような報告書の中身を変えるとか、そういったものについては・・・。
- **原科共同議長** 何かアクションを取るわけですから「所要の対応を行う」でよろしいのではないですか。そこでまだ検討するのでは、ちょっと変ではないですか。所要の対応だから。
- **武井** これは異議申し立て制度の外の話ですので、JICAがその外のお話として受け付けた意見をどう扱うかについては、JICAのほうにご一任いただきたいと。
- **原科共同議長** だから、そうなっているではないですか。
- **武井** ですから、対応を検討するというのがありますから。
- **原科共同議長** 「環境社会配慮審査室が受け付け、必要な場合は異議申立審議役の意見を参考に」ですから。「参考に」ということは、異議申立審議役が決めるわけではないですから。
- **武井** ですから、この場合の審議役の意見は、異議申し立て制度の中で出される報告書に比べてJICAに対する拘束力としては弱くなってしまっていて、あくまでもJICAが判断する

際の一材料ですから。

- **原科共同議長** 勘案してみたものですね。
- **武井** そうです。勘案したうえで・・・。
- **原科共同議長** だから、それだったら「所要の対応を行う」でよろしいのではないですか。
- **松本悟委員** いや、今、おっしゃった話だと、対応を検討し、JICAの担当部署に提言するところまでは審査会の役割だという意味ですか。
- **武井** いえ、審査会は全く噛まないです。
- **松本悟委員** 審議役は。
- **武井** 審議役はそこまで噛まないです。
- **原科共同議長** かまないでしょう。だから、参考に、所要の対応を・・・。
- **松本悟委員** まず、受け付けるのが審査室。そうすると、対応を検討するのは、これは主語はどこですか。
- **原科共同議長** 審査室でしょう。JICAがメインになって。
- **富本** 担当部署ということもあるでしょうし、それから審査会にもう一回戻すこともありうるのかもしれませんが、そこはまた、事業は終わっていますから、そこで対応はできないと思います。
- **武井** このステージでの意見に対する対応は、すべてJICAが主体としてどう扱うかを判断しますので、そのための材料として。
- **原科共同議長** でも、今みたいなことでは、やはり文章を見せてもらったほうがよかったですね。
- **武井** ですから、ここは何らかの確約をするような表現は入れられないというのがこちらのボトムラインです。そもそもその文言まで、この・・・。
- **原科共同議長** ただ、今までの議論では、何らかの対応をするけれども、それは審議役のコミットする形とは違いますよというご説明だったので、対応を検討するのではなくて、対応は何かするのだと私は理解したのですが。検討するだけではなくて、検討してアクションをとるのだということ。
- **武井** そこは読まれるかたの解釈でいいと思うのですが、文言として、JICAとしては意見は受け付けますと。
- **原科共同議長** だから、アクションの中にはノーアクションで、無視することもあります。
- **武井** ですから、ここで確保したいのは、JICAとしては協力期間の後でも意見を受け付けますと。その受け付ける窓口は、調査を実施している実施主体ではなくて、審査室のほうですということと、対応についてはJICAのほうでいろいろな意見を聞いて検討しますと。そこまでを書きたいというのがこちらの意図です。
- **富本** もう一度言いますと、そのあと・・・。
- **吉田委員** まず最初、協力事業の終了時点と異議申し立て受付期間の時点は違いますよ

ね。今、この委員会で問題になったのは、受付期間後に異議申し立てがある場合が往々にしてあるだろうということを想定した議論だったと思うのです。これは非常に広く、協力事業に対する指摘というのは、必ずしも環境社会配慮だけの問題の指摘とは限らないわけです。そこをうまく説明しないとよく理解できないということがある。すべてを環境審査室で受け付けていいのかどうかということです。ですから、そこがちょっとごちゃごちゃになっているという気がしますので、そこを整理していただきたい。

- **富本** まず、協力事業終了時点というのは、異議申し立て期間の中で決めたとおり、開発調査、基本設計調査の事前調査、それから技術協力プロジェクト、それぞれの終了期間が一応、異議申し立て期間の終了時点ということで合致しております。そこはよろしいですか。
- **吉田委員** 実際には、フローチャートから違うのです。ファイナルレポートが出るまでの期間があるので。
- **富本** もちろんそうです。ファイナルレポートがアップされた時を、我々としては協力期間の終了時点と見ているわけです。
- **原科共同議長** だから、今、吉田先生がおっしゃったようなことを私も考えますと、むしろ異議申し立て期間が終了したあとという表現のほうがいいのではないですか。そうするとつながりますね。
- **富本** はい。そういうことですね。
- **吉田委員** 協力事業に対するではなくて、協力事業の社会配慮に関するというふうに規定したほうがいいのかなど。
- **武井** そこはそういうことですね。
- **上條** 環境社会配慮ガイドラインに関するとか。
- **原科共同議長** それはむしろ、先ほど「必要な場合は」と書いてあるので、それでいけるのだと思うのです。
- **吉田委員** ほかにいろいろ苦情があるのだろうけれども、そこは JICA さんがどう仕切るかとなっていくと思います。
- **富本** それでは、先ほどの原案につきまして、今の吉田委員のご指摘を受けまして、「異議申し立て期間終了後」ということに変えさせていただいて、以下は先ほどのとおりと。確かにいろいろな種類のご指摘がございまして、ある国に対する協力はけしからんとか、いろいろなご指摘については、これは環境社会配慮ガイドラインとは違うという。
- **田中聡志委員** 素朴な疑問で、先ほどの質問とも関連するのですが、申し立て期間終了後、異議申し立てに乗ってこないというのはよく分かるのです。それは申し立ての客観的な要件を欠いているわけですから、乗ってこないのは当たり前なのですが、例えば、申立人の要件など、そのほかにも申し立ての要件があります。その他の形式としては合っていたとしても、期間の点だけが要件に合っていない場合は、却下もせずに、その前の段階で受理しないというのか、何というのかよく分かりませんが、また一つのカテゴリーを設けるという、今のご説明だったと思います。それはなぜなのだろうと。つまり、いろいろな

要件が書いてある中で、期間の要件だけは、それをもって却下にもしないというのは、極めて珍しい仕組みだなという気がするのです。実質的に、それが困る理由があるのだったら、そういう仕組みを作るしかない。そこをちょっとお聞きしたい。

- **富本** 今、却下とおっしゃったのは、要するに異議申し立てとして受け付けて受理するか却下するかのところですね。既に、その期間を過ぎているものについては異議申し立てではないから、異議申立審議役は受け付けないわけです。
- **田中聡志委員** いや、異議申し立ての外形はあるのです。ただ、要件を欠いているのです。
- **原科共同議長** 要件と同時に・・・。
- **田中聡志委員** 例えば、申立人が存在しないとか、いろいろある。
- **原科共同議長** では、受け付けはするけれども、却下という格好にしなければおかしいと、システムとしては。
- **田中聡志委員** それが普通だと思うのです。でも、そうされないという、今、強いご主張なので、そうだとすれば、何か強い理由があるのだらうと思ってちょっと伺ったのです。
- **富本** それは、先ほどの協力期間との関係がございまして、協力期間以後についてはいかんともしがたい部分があると思いますということを、これまで何回かご説明しましたものですから、協力期間終了をもって異議申し立て期間の終了とさせていただくと。
- **田中聡志委員** それはよく分かりました。
- **富本** ですから、それ以後、来たものについては、異議申し立てとしては受け付けないということですから、異議申立審議役による・・・。
- **田中聡志委員** そこが違って、実質的判断に入らないということはよく分かるのですけれども。
- **原科共同議長** だから、受け付けて却下という対応でもいいのではないかと。
- **富本** 受け付けて却下というのは、異議申立審議役が判断することです。
- **原科共同議長** でも、それは形式審査みたいなことで審議役の前の段階でチェックできる。
- **富本** それをさせていただいてよろしいのなら、そうしますけれども。
- **上條** 今の田中委員への答えなのですが、この議論の、異議申し立ての受付範囲をどこにするかという議論の中で、協力が終わった後、何らかの対応を JICA はすべきだというお話があって、田中さんがおっしゃるみたいに、協力期間が終われば却下というように整理できれば、それは非常に分かりやすい整理だったわけです。ただ、この議論の中で後ろをどこまで、異議申し立てをどこまで受け付けるのかという議論がある中で、協力期間までとしたいという JICA の主張と、それ以後、もう少し後まで受け付けるべきだという議論があったのです。そうしますと、協力期間まではいいわけですが、協力期間が終わったあとをどうするかという議論があって、それでは別紙という扱いにしよう。
- **吉田委員** 田中さんの疑問は、開発調査という極めて特殊な協力形態だからだと僕は思います。レポートはでき上がったけれども、ほとんど開発調査というのは、次に何かアク



ションをとる計画なのです。そのあとにJBICに行ったり、どこかに行ったり、独り歩きを始めるわけです。国際機関のほうでは、それを使って物を作る。だから、そこで切ってしまうと、せっかくいい意見が来たのに、そこで黙って、何もやっておかないと、後々行ったときに困るだろうと。あと、フォローアップする各種機関や、あるいは実際に物を作る段階に入ったときに役立つための情報をきちんと整理して伝達しようという、そういう目的だったのです。

- **田中聡志委員** もちろんそうだと思うのですが、私が素朴に疑問に思ったのは、却下したうえで必要な措置をとればいいではないかと思っていたのです。
- **富本** そこが違うところで、例えば、資料を見ていただくと、別添2で、受理通知例とあります。これは審議役があくまでも受理をしましたよということをやまず伝えるわけです。今のはこれがもう既に出せない。
- **田中聡志委員** それだったら、受理の要件ですよ。
- **松本悟委員** 今の議論は、まず第一に要件の中に、この期間が申し立て期間だと書かれてしまったら、通常申し立てはしないです。重要なのは申し立てすることなのです。つまり、ここが期間として定められている以上、ごり押しで異議を申し立てするというのは受け付けられないということ、つまり却下されることを承知で出すわけです。ところが、今の別紙のように書かれると、そうではなくて別の方法があるのだという前提で、申し立てなり意見を述べるわけです。まず、その申し立てる側が全然違います。ですから、田中さんの話に対しては、申立人からすると全然違いますよということですよ。

二つめは、でも却下される、つまり3ページの10.の(5)の、実は却下される場合のほうが、対応により透明性があるのです。異議申立審議役が協力事業に反映されることが適当と判断して、つまり、その出てきた意見の内容の重要性を審議役が判断してということですよ。判断して、重要なだからやっってくださいと移送するわけです。その移送されたあとの結果についても、審議役がフォローアップする権限をここで有しているのがこの(5)ですよ。もっと言うと、却下されて、意味のある案件よりも、異議申し立て受付期間後の対応のほうが劣っているのです、そういう意味では。そこに、私は今、田中さんの指摘の、もう一つのけっこう重要なところがあるかなと思っています。

- **富本** その議論にまた戻ってしまうのですか。前回以前に戻ってしまうのですが、そこまでやりますか。例えば、審査室が、これはもう異議申し立て期間を過ぎております、協力期間を過ぎておりますので、異議申し立てとしては受け付けられませんけれども、意見として受け付けますというようなご通知を出させていただくということであれば、それはもちろん審議役ともご相談して、そういうアクションをとらせていただければ、今の問題はある程度解決できるのではないですか。
- **原科共同議長** それで、ぎりぎり間に合わないなどということもありますからね。1日、2日の違いで。
- **富本** そこは多少の手加減はあると思います。
- **原科共同議長** そういうことを最近経験したのです。本質的には受け付けていいことを、

形式的に拒否する。

- **富本** ただ、これも、縷々ご説明申し上げましたが、本当にファイナルレポートのアップ直前に、確かにそれは異議申し立て期間ではございますが、1日前とか2日前に出されたものにはなかなか対応しにくいということです。もちろんアップする場合は、それまでに多少時間があるかもしれませんが、そこでとれるアクションというのは本当に限られている。
- **原科共同議長** 限られているけれども、でもそれに対して・・・。
- **富本** そのタイミングで出していただければ、もちろん、異議申し立てとして却下するなり、もう対応はできませんというようなことです。
- **原科共同議長** 今、松本悟委員がおっしゃった、10の(5)のような対応が、ぎりぎりだったら対応できたかもしれない。あとは、それこそ遅れが長ければ実質的に何もできないわけだから、それはそれでしょうがないです。でも、審議役がそれを理解することによって、その後の対応、次のケースのとき、より安全に対応できるようになるから、システムがよくなりますね。
- **松本悟委員** 変な話、申立人からすると、却下を覚悟で異議申し立てに乗せたほうが、別紙の対応を求めるよりも透明性が高いということになるのです。
- **富本** そういうご判断もあろうかと思えます。そういう場合には2日前とか1日前とかにあえて出されることもあろうかと思えます。それはもう協力期間内でございますから、我々としてはいかんともしがたいというか、異議申立審議役の方にまずご判断いただくという、これはプロセスとして絶対に担保すべきことです。と同時に、その期間が過ぎた後につきましては、先ほど来ご説明したとおり、意見として審査室がさせていただくということになります。そういう整理です。非常に極端な話をしているかもしれませんが。
- **原科共同議長** 田中聡志委員、いかがでしょうか。
- **田中聡志委員** ご説明はよく分かります。多分、違うものだろうということもよく分かりました。そのうえで、例えば何らかの手違いで出てきたときに、それを却下にもしないというのはちょっと違和感が残りますが、おっしゃっている趣旨は分かります。
- **富本** そこは現実にやってみなければ分からないし、本当に、例えば0時を越えたときどうするかとか。
- **原科共同議長** そういうぎりぎりのことはありますからね、それには対応できると説明していたほうが、やはりおっしゃるようないいと思います。
- **富本** そのご指摘の趣旨はよく分かります。だから、今、議論しているのは、あくまでも異議申し立て期間を過ぎたあとの話についての、表裏一体としての文章の提案でございますので、そういった極端な条件ではなくて、通常の場合を考えていただいて、こういった文言でいかがかということをご議論いただいたらいかがでしょうか。
- **原科共同議長** その辺は弾力的に対応していただくところにしておかないとまずいでしょう。そのようなことでよろしいですか。いかがでしょう。
- **吉田委員** 初めての試みなので、いろいろ齟齬はあるのは覚悟で、とにかくやってみて、

それで直していくしかないと思います、プラクティカルに。あらゆることを想定できることはないわけですから。

- **松本悟委員** あえて言わせていただきますと、最終的にこれで行ったとして、最初5年間、次の見直しまでこれで見直してみようということであれば、ここの最後の別紙というのも、やはり不可分のものとして見直しのときの対象にするということだけ、まず確認したいと思います。つまり、異議申し立て全体の制度とこの別紙というのはやはり不可分のものであって、その別紙のほうの対応がいろいろまくいかなかった場合、それをもう一度、異議申し立て制度の枠の中で考え直そうということも、少なくとも異議申し立て制度の見直しの枠の中であるということだけを確認しておかないと、今度はここで切り離されてしまいます。今の吉田先生の話のようにとりあえずやってみようということであれば、もう一度ここは立ち返ってもいいポイントにしておく必要があるかと思います。その辺は法務室としては（笑）。
- **武井** ちょっと認識が違ってしまっていて、私がここに別紙のどうのこうのと書いているところがここに載って了承できるのは、あくまでも異議申し立て制度の内容に関係している部分がかかれていることにとどまっているからです。仮に松本委員のおっしゃっている趣旨が、この別紙の対応の内容について、5年後の見直しのときに、ここのステージのこれがおかしいと、この対応をこうしろというふうなことをおっしゃりたいために言っているのであれば、JICAとしては全く、そこまでこの環境社会配慮ガイドラインのフォローアップ委員会場で、もしくは審査会場でそこに立ち入って助言を頂こうという気持ちはございません。あくまでもこれは、異議申し立ての制度に関係するところだけ書いたということで、そういう関連の部分だけ、仮に5年後の見直しで必要があれば議論の対象になるかもしれません。
- **富本** そういう趣旨ですね。
- **松本悟委員** もしそういう案件が出たら何が起こるかという、当然、問題を感じている人たちは審査室に対して、受付期間終了後出すわけですね。一方、必要に応じて審議役の意見を聞けと書いてありますから、審議役にもどんどん出すわけです。それで審議役がどんな意見を言ったのだらうかというのがすごく重要になってくるわけではないですか。つまり、審査室が受け付けたあと、どのように審議役の意見を徴集してどういう対応をしたのかというのを、つぶさにパブリックの前にさらけ出そうとする動きが、当然ここで…。要するにここでもめるというのはすごい案件なわけです。ですから、そういうことがもし起きた場合には、当然それは、審議役自体がここでどういう役割を果たしたのだらうかという議論につながる。イコール、結局、異議申し立ての条項の中にある審議役の在り方の見直しにもつながってくるという意味なのです。
- **武井** そこは全然違って、異議申し立て受付期間終了後の意見に対する審議役のかわり方は、JICAのほうで判断して、ここのジャンルだったら審議役の意見を聞くべきだということであれば聞きますし、そうでない場合は聞かないこともあります。もう一つ大事なものは、受付期間終了後の対応については、情報公開という異議申し立て制度の中の条

項は適用されませんので、あくまでも JICA の内部で検討して対応した場合は外に表れますし、しなかった場合は表れないこともあります。ですから、そういう意味で・・・。

- **原科共同議長** でも、独立行政法人等の情報公開の枠組みからいえば、すべて出ないわけではなくて、基本的な情報は出るでしょう。
- **武井** そこはもちろん、情報公開法で開示すべきものは出ますが、積極的にこちらから異議申し立て制度に・・・。
- **原科共同議長** 情報提供の義務はなくても。
- **武井** ですので、そもそも異議申し立て制度の中での、いろいろな、これまで議論された内容が、受付期間終了後の JICA の対応にすべて当てはまるわけではないという前提でこちらは考えていますので、そういうふうにご理解いただければ。
- **富本** 整理いたしますと、松本さんのご意見は、5年後の改定のときの話ですね。ですから、彼の言っていることと少しずれているかもしれませんが、5年後にはガイドラインそのものが改定されます。それに基づく異議申し立ての制度とか、審査会の制度とか、そういったものも見直すかもしれません。それと表裏一体の形でここに書いてある文章についても見直しの可能性はあるということ。
- **松本悟委員** 私は、ですから、吉田先生のお答えを受けたのです。吉田先生が、これだけ議論してきて初めてのことなのだから、これでやってみようという「これ」には別紙も含まれるべきであるということなのです。要するに、5年後というのは人も大きく変わっていますし、このうちの何人がその席に座るか分かりませんが、そのときには、「いや、それはもう別紙でしょう。要項とは関係ありません。見直しの対象外です」というふうにそのときの環境社会配慮審査室長は言いかねないわけですね（笑）。  
ですから、私はあえて議事録に残したいのは、いやいや、これだけ議論をした別紙なのです。別紙は当然見直しのときの対象に入りますという言質をもらわないと、吉田先生の言った、とりあえずこれでやってみましょうに乘れないということです。
- **富本** もっと別の条件も現れるかもしれないし。要するに、こういう但し書きだけでいいのかどうかとか。
- **原科共同議長** だから、そういう意味では・・・。
- **松本悟委員** それも含めて、この別紙というのを5年後に切り離すのではなくて、別紙もやはり我々の議論の重要な一部で、それも含めてとりあえずやるわけだから、5年後の見直しの対象には別紙も含むべきだということを、少なくとも議事録上、載せたいと。
- **原科共同議長** 別紙を含む含まないにかかわらず、全体の制度を見直すときに、関連して同じような議論が起こるのではないのでしょうか。だから、結果的には入るのではないかと。
- **吉田委員** JICA 全体の活動の中で、環境社会配慮は一部です。だから、一部分が全体を統括するのではないと思うのです、松本さんが言っているのは。一部分であるがゆえに、全体の活動に対しても提言ができると、そういう立場に置いておいてくださいと。すなわち、次回の改定を考えるとときには、その別紙のインプリケーションも十分我々の提言を尊

重してください、そこまで提言しますと。別紙に対する我々の委員会の5年後の改定委員会は意見を言います。そこをきちんとしておきましょうと。それでいいのではないのでしょうか。そうでないと、意味があまりないような気が。

- **富本** それはそれでよろしいと思います。ただし、彼が懸念するように、まだこれからこれを適用するわけですから、JICAとして体制も含めていろいろこれから充実しなければならない部分もございますし、必ずしも完全な対応ができるかどうかというのはこれからやってみなければなりませんことです。もちろん、そういうふうにしようと思っています。そういったプロセスの中で、5年後にそういう部分を含めてご議論いただくということではいかがでしょうか。見直しを対象というふうに。
- **原科共同議長** 今のご説明でよろしいですか。何となく釈然としない、そんなことはないですか。
- **松本悟委員** 正直申し上げて、別紙の内容は今までやっていることとどこが違うのだろうぐらいにしか思わないところがあります。ですから、これだけ議論した割には、明確になったのは受け付けるところが環境社会配慮審査室だということ、それから場合によっては、JICAの判断で審議役にも意見は聞きますよと。でも、聞く聞かないは全部JICAが決めますよというのは、今までとどこが変わったのかなと。はっきり言って、それが私の率直な感想です。
- **原科共同議長** それが5年間やってみてね。
- **松本悟委員** しかしながらこれだけ時間をかけて議論した結論がここまでというところであれば、どこかで、やってみましょうという先ほどの吉田先生のようなところに来ると思いますので、とりあえずこれでやりますけれども、5年後は、本当にこれでよかったのか、自分のここでの委員会での関与も含めて、やはりもう一押しするべきではなかったかということも含めて、もう一度、それは俎上に上がるのかなというところです。
- **原科共同議長** それは、今度、5年間の新しい経験を経て、異議申し立て制度の枠内だけでは十分対応できなければ、改めて別紙に対応するようなことを考えなければいけないと思います。それは期待を持って、いい方向に行くことを期待したいと思います。
- **吉田委員** 5年というのは決まっていたのですか。
- **富本** ガイドラインで5年と。
- **吉田委員** 5年という年数は出ましたか。5年以内でしょう。以内というと来年かもしれない。5年まで待たなくてはいけないのか。
- **原科共同議長** 5年待たなくたって・・・。
- **富本** もう既に4月から入っておりますから。
- **原科共同議長** だから、3年、4年たつてどうも不都合が生じたら、別紙の扱いをもっとちゃんとできるように異議申し立て制度自体を変えなくてはいけないというところはあるかもしれない。そういう意味では、別紙のことは無視できないのです。だから、大事なものは本体の異議申し立て制度ですけれども。そのようなことでいかがでしょうか。
- **田中研一委員** 先ほど、松本悟委員が別紙で対応せざるをえないような案件は大変だと

というようなお話がございましたが、もともとそういうことをしないようにということでこの改定委員会とフォローアップ委員会をずっとやってきたわけですから、吉田先生がおっしゃったように、これはもう試行錯誤しながらやっていくというのが今のやり方だと思っています。

それで、実際にこの環境社会配慮ガイドラインは、4月1日以降の新しい要請から適用になっておりますが、それ以前に採択された案件でも、いわゆるカテゴリーAに当たるものについては現在、JICAの職員、それから実際に現場でコンサルタントの方々が、日々格闘しております。ステークホルダーの人数をどうするかとか、どこまで呼ぶかとか、現実にはそういうことをみんな一生懸命やっております。

私自身は、別紙の「所要の対応」というのは、もちろん先ほど富本室長から説明があったように、JICAとしても真摯に対応していくことになると思いますので、別紙のような対応はほとんど起こらないということはいえるのではないかと思います。むしろ起こるようでは、審査会は何をしていたのかとか、ステークホルダー協議をカテゴリーAの場合、3回もやることになっており、そこで何をしていたかという話になりますので、ぜひその辺はご理解いただいて、建設的な意見を、やはりみんなで議論していくというのが大事ではないかと思います。

- **原科共同議長** そうですね。別紙に至るまでには三重のチェック機構があるのです。ステークホルダー協議、審査会、それから異議申し立て。そこに全部引っかかって止まらなかったのが別紙の対応でしょう。そういうことです。
- **田中研一委員** 恐らくそういうことはもうないと思いますね。
- **原科共同議長** 特に、審査会は最初が大事だとおっしゃった。

もう一つは、なるべくポジティブに考えたいと思うので申し上げますが、この基礎研究会というのがありますが、そちらのほうで具体的な案件に先行的に取り組まれている例のご紹介がありました。その中で既に代替案の比較検討をやっておられると。その場合に、先方から依頼されたものを超えるような案をコンサルタントが提示される。つまり、一つの案しかなかったのを、複数案をこちらのほうで提示して、そうしたら先方も納得して比較検討しましょうというのです。そういう具体例を二つ示していただきました。そういうのを見ても、けっこうそういう取り組みが始まるのではないかと思いますので、それを期待しております。そのようなことで、やはり審査会が大変大事だと思います。

今日のところはこの辺でよろしいですか。

- **富本** どうもありがとうございました。本当に長い間、異議申し立てと別紙の話をさせていただきました。

1点だけ、ちょっと田中専門委員とは意見が異なるかもしれませんが、無償資金協力につきましては、JICAのかかわりというのは、基本設計調査の範囲だけのもので、これはまず明確になっていると思います。ただ、実施の段階につきましては、実は外務省さんのほうでやっているわけで、外務省さんのほうも今、鋭意ガイドラインを作成しているわけです。

これは JICA 側からの一つの懸念といたしますか、あるいは問題提起としておきたいのですが、要するに無償資金協力が実施段階になった。そこでいろいろ、今度は実施におけるさまざまな配慮事項が生じてくる。そこにおける異議申し立てという問題も起こってくるだろう。これについて、我々としては外務省のほうのガイドラインが JICA のガイドラインを準用するという用語がたくさん使われていますので、そういうことでお願いしたいと思っております。

なお、そこでいろいろなご意見があった場合にどうするかということについては、実は、この中ではあまり十分に議論してこられなかったわけです。そこについて先ほどの改定の際にいろいろ議論するか、あるいは別途、そういった議論を起こしていくかどうかということについては、一つ、JICA としては問題意識を持っているということをお伝えしたいと思います。ここで今から議論するということではございませんが、特に無償資金協力について、今無償部が抱えている問題、あるいは企画部として考えている問題をちょっとご指摘しておきたいと思っております。

今日は山田課長がいらしておりませんが、山田課長には、JICA のガイドラインのサポートをしていただきました。そういう意味で、非常にご協力いただいたわけでございまして、また外務省さんのほうもそういうガイドラインを作られたということは非常に歓迎したいと思っております。そういった、まだ幾つかの課題があるということだけはご紹介したいと思います。

- **原科共同議長** そうですね。異議申し立てというのは事業の実施段階で出てくる可能性は確率的には高いでしょうね。だから、おっしゃるようなことは大事だと思います。

では、今日のところはここでおしまいにしますが、今後の計画をちょっとお願いいたします。それから、審査会のほうについても。

- **松本悟委員** 今のとちょっと関連して1点だけいいですか。

- **原科共同議長** 一言。

- **松本悟委員** 提言の段階で、JETRO をはじめとする類似する政府機関も、JICA 同等のものをという提言をしたと思っております。それについて、私としてはちょっと JETRO が気になっていたもので、JETRO と話をしました。JETRO 自体は、幾つかスキームが複雑なのでここで一括して説明するのは難しいのですが、今年度から環境社会配慮担当主査というのを総務部に置いているのですが、たった一人ではあります。一応、窓口情報公開を担当しながら、今後、JETRO の中でどのように環境社会配慮をするかということの手続きみたいなものを作って、それを公にすることをおっしゃっていました。

一部、今必要なものについては、JBIC の環境社会配慮ガイドラインを適用しはじめたということで、必ずしもまだ整ってはいませんが、少なくともこの提言も受けて、JETRO として今までとは違った、もう少し透明性のある環境社会配慮をするということには言及されていまして、引き続きそういう動きは見ていきたいなど。ここでの提言が、必ずしも空に向かって言っていたわけではなくて、それぞれの機関にも一応届いている部分はあるということが、この前分かったので、ご報告をしておきたいと思っております。

- **原科共同議長** どうもありがとうございます。外務省だけではなく JETRO にも影響を与えていたということです。ほかにもございますか。よろしいでしょうか。
- **上條** 次回の案内を。この表紙に書いてあるとおりで、第 13 回になるのですが、前回のときに、日程で皆さんのご都合を・・・。
- **原科共同議長** その前に、審査会のほうのことを報告していただけますか。
- **上條** 8月26日の9時半から12時ということで、またここと同じ11階の会議室で。審査会のほうは、今、まだ途中経過ですが、募集を締め切りまして38名の応募がありました。明日、明後日と面接をして、委員になっていただく方を決める予定にしています。
- **富本** 次回の委員会は、異議申立審議役の公募の話もしなくてははいけませんね。
- **原科共同議長** そうですね。
- **富本** それについてもちょっと、今度は選考委員会でも作って。
- **原科共同議長** では、今日予定した議事はこれでよろしいでしょうか。それでは、ほぼ定時となりましたので終わります。どうもありがとうございました。

午後5時27分閉会